

6

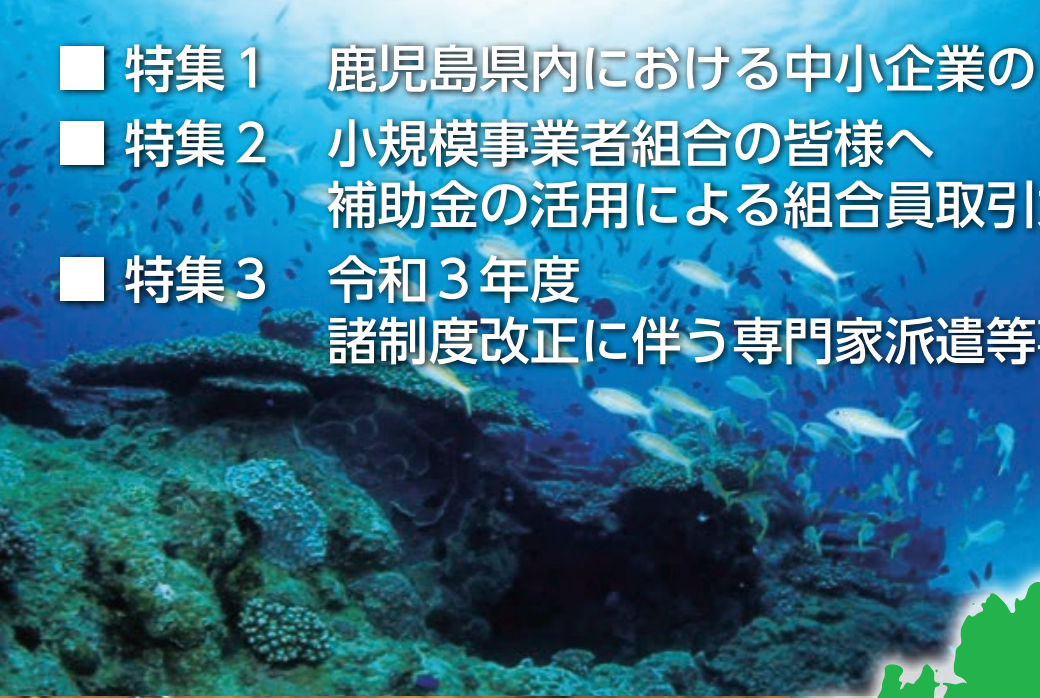
活性化情報誌



中小企業かごしま

2021 第792号

- 特集1 鹿児島県内における中小企業のための助成・補助制度
- 特集2 小規模事業者組合の皆様へ
補助金の活用による組合員取引力強化策
- 特集3 令和3年度
諸制度改正に伴う専門家派遣等事業について



奄美大島



奄美大島 世界自然遺産登録へ

目次

特集1 鹿児島県内における 中小企業のための助成・補助制度	1
特集2 小規模事業者組合の皆様へ 補助金の活用による組合員取引力強化策	35
特集3 令和3年度 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業について	43
組合インタビュー	45
●マルイ事業協同組合	
元気を出そう！がんばれ中小企業	49
●株式会社梅月堂	
中央会の動き	53
中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの活用	56
教えてぐりぶー！組合運営	57
●第76回 「顧問・相談役・参与」について	
組合運営のスペシャリストを目指そう！	58
業界情報	59
令和3年4月 情報連絡員報告	
倒産概況	62
令和3年5月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	63



鹿児島県内における 中小企業のための助成・補助制度

鹿児島県内の各市町の主な助成・補助制度をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置のための条件など、適用要件に詳細が設定されている場合があります。

また、新型コロナウイルス対策として各市町独自の支援も講じられています。新型コロナウイルス関連の助成金等は **Check!** を目印にご確認ください。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1~8	垂水市	15	志布志市	23~25
鹿屋市	8	薩摩川内市	16~20	奄美市	26~28
枕崎市	9~11	日置市	20~21	南九州市	28~30
阿久根市	11~13	曾於市	21	伊佐市	31
出水市	13~14	霧島市	22	始良市	32
指宿市	15	いちき串木野市	22	さつま町	32~34
西之表市	15	南さつま市	22~23	肝付町	34

上記以外の町村に関しては、各役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。
鹿児島県に関する助成・補助事業等については、下記ホームページでご参照下さい。

- ・商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>
- ・企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/index.html>
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける県内の事業者向け支援情報
(鹿児島県パンフレット及び県内市町村支援情報)
<https://www.pref.kagoshima.jp/af01/covid-19kinkyutaisaku.html>

鹿児島市

【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課 担当分】

明るい商店街づくり支援事業		鹿児島市
概要	商店街の夜の魅力の創出と、消費者が安心して楽しく買い物ができる環境づくりを支援するため、商店街が維持管理する街路灯等にかかる電気料の一部を助成	
補助対象経費	(1) 街路灯等点灯事業 商店街が維持管理する次のものの電気料の一部を助成 ※広告看板灯を除く ① 鹿児島市の共同施設設置事業の助成を受けて設置した街路灯 ② 商店街ファンタスティックイルミネーション助成事業による助成を受けて設置したイルミネーション (2) 省エネ電球導入事業 商店街がリース契約またはレンタル契約により省エネ電球を導入した際に、リース料またはレンタル料の一部を助成	
補助額及び補助限度額	(1) 街路灯等点灯事業（補助限度額：1商店街につき年額100万円以内） 次のいずれか高い額を助成します。 ① 40mに1灯の終夜灯で換算した額 ② 商店街が支払った電気料の20%に相当する額 (2) 省エネ電球導入事業（補助限度額：1商店街につき総額100万円以内） 省エネ電球に係るリース料またはレンタル料の2分の1	



頑張る商店街支援事業		鹿児島市
概要	商店街などが、商店街の活性化を図るために実施する事業に助成	
対象者	(1) 商店街振興組合、事業協同組合等の商店街の法人組織 (2) 法人組織でない任意の商店街・通り会 (3) まちづくり会社 (4) NPO法人 (5) 社会福祉法人 (6) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動しているグループ (7) 商業、サービス業又は製造業を営む3以上の事業者で構成するグループ	
要件	(1) 市内に主となる事務所をおいていること (2) 定款、規約等を持ち、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある団体でないこと (4) 宗教的、政治的活動を目的とする団体でないこと (5) 納期の到来している市税を滞納していないこと (6) 対象者の(3)～(7)の団体については、あらかじめ補助事業の実施場所となる商店街から同意を得ること	
対象事業	(1) 総合支援型 商店街づくりを総合的に進めるために、複数の事業を組み合わせて実施する場合 ※ 3～5年度間の事業計画を市に提出し、審査会での認定を受ける必要がある (2) 個別支援型 フラッグ作成やイベント開催など、単独の事業として実施する場合	
対象経費	事務経費、宣伝・啓発に必要な経費、イベントの実施に直接必要な経費、委託料・備品購入費等事業の実施に直接必要な経費、空き店舗の借上げ・整備にかかる経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：(1) 総合支援型 最大360万円 (2) 個別支援型 最大45万円 ※ 予算の範囲内で実施する補助制度のため、申請する前に早めに必ず問い合わせること	

桜島降灰対策事業		鹿児島市
概要	桜島爆発による降灰から快適な都市環境と美観を守り、市民にとって快適なまちづくりを推進するため、商店街が降灰除去機の購入やアーケードの降灰除去を実施した場合に助成 ※ 単年度事業となるため、補助金交付が決定した同一年度内（3月31日まで）に事業を完了し、実績報告書を提出する必要あり	
補助対象経費	(1) 降灰除去機の購入 (2) アーケードの降灰除去	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 (1) 降灰除去機の購入 1台あたり5万円以内 (2) アーケードの降灰除去 1回につき20万円以内 1団体につき年2回まで	

製造業アドバイザー派遣事業		鹿児島市
概要	製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、ホームページの立ち上げ・ネット販売、販路開拓やISOの取得などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣	
対象	(1) 鹿児島市内の製造業者 (2) 鹿児島市内の製造業グループ（市内の2以上の製造業者等で構成され、構成員の3分の2以上が製造業者であるグループ） ※ この事業における製造業者とは、中小企業支援法第2条に該当する中小企業者のうち、製造業または加工業を行う業者	
費用	アドバイザー派遣は無料 ※ 1回の指導時間は3時間以内	

経営力強化事業		鹿児島市
事業内容	製造業者及び製造業グループが行う企業や大学等との連携による新製品開発、知的財産権等取得、人材育成、事業革新等の計画に対する支援	
対象経費	契約又は協定等に基づき負担する経費、弁理士費用、出願料、翻訳料、研修会等開催経費、研修会等派遣経費、訓練機関等への派遣、専門の指導者謝金、計画等策定委託料、クラウドファンディングに係る手数料	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：1件あたり20万円	

新製品等支援事業		鹿児島市
事業内容	製造業者及び製造業グループが行う新製品・新技術の開発、既存製品・技術の改良といった新製品等開発や商品化後の新商品の販路開拓に対する支援	
対象経費	試験及び検査等に要する経費、試作品等の製作に要する経費、市場調査に要する経費、デザイナー等専門家に対する謝金等、意匠権等の取得に要する経費、クラウドファンディングに係る手数料、見本市等出展経費、広告宣伝費	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：【新製品等開発】1件あたり20万円 【新商品販路開拓】1商品あたり30万円	

販路拡大推進事業・商談会等出展支援		鹿児島市
補助対象事業	製造業者が行う県外やインターネット上で開催される商談会、見本市、展示会、物産展等への出展に対する支援	
対象経費	出展料、小間等装飾費、旅費、運搬料	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の金額の2分の1以内 補助上限額：個別企業1件当たり10万円	

Check! ECサイト・ホームページ導入等支援事業		鹿児島市
概要	新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響を踏まえ、市内の中小企業者等の商品販売やサービス、店舗のPRを図るため、EC（電子商取引）サイト・ホームページの立ち上げ等に対し助成を行う。	
対象	市内に事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等（グループの場合3者以上で構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること）	
対象経費	ECサイト・ホームページの導入、リニューアルに係る費用	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の金額の4分の3 補助上限額：40万円	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課 TEL:099-216-1323

【鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 担当分】

トライアル雇用支援金		鹿児島市
概要	雇用機会の拡大及び安定的な雇用の確保を図るため、国のトライアル雇用助成金支給決定後も引き続き対象労働者を雇用している、鹿児島市内に事業所を有する事業主に対しトライアル雇用支援金を支給	
対象者	鹿児島市内に事業所を有し、下記の対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、国のトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）・（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）・（若年・女性建設労働者トライアルコース）の支給決定を受けた事業主（雇用保険の適用事業所）。ただし、次の要件をいずれも満たしていることが必要 (1) 納期の到来している市税を完納していること (2) 申請日において引き続き対象労働者を雇用していること ※令和3年度に国のトライアル雇用助成金の支給決定を受けたものは制度の対象とならないので注意	
対象労働者	トライアル雇用開始時点で鹿児島市内に住所を有し（鹿児島市に住民登録があること）、国のトライアル雇用助成金の支給対象労働者として、市内に事業所を有する事業主に雇用された方	
補助額	対象労働者に対する国のトライアル雇用助成金の2分の1の額	
申請期限	国のトライアル雇用助成金の支給決定日の翌日から起算して6か月以内	



就職困難者等雇用奨励金		鹿児島市
概要	鹿児島市内に在住する障害者、高齢者、母子家庭の母等、生活保護受給者等その他就職が特に困難な者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇用した鹿児島市内に事業所のある中小企業の事業主（雇用保険の適用事業所）に奨励金を支給	
対象者	鹿児島市内に在住する障害者、高齢者、母子家庭の母等、生活保護受給者等その他就職が特に困難な者、三年以内既卒者など	
補助金額	(1) 重度障害者、重度以外の身体・知的障害者（45歳以上） 1人月額6,000円（12ヵ月） (2) 精神障害者 1人月額6,000円（12ヵ月） (3) 重度以外の身体・知的障害者（45歳未満）、発達障害者・難治性疾患患者 1人月額3,000円（12ヵ月） (4) 高齢者（60歳以上）、母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用にくることが困難な者、その他就職が特に困難な者 1人月額3,000円（6ヵ月） (4) 三年以内既卒者（卒業または中退後3年以内の者） 1回 36,000円 (5) 障害者を初めて雇用し、当該雇入れにより法定雇用率を達成 1回36,000円	

ものづくり職人育成支援金		鹿児島市
概要	ものづくり分野の技能継承、技術力向上等を図るとともに、鹿児島市内事業所の人材育成を支援するため、鹿児島市内に事業所を有する事業主に対し、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練に要する経費の一部を助成	
対象者	雇用する従業員に、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練を受講させ、その職業訓練に係る経費を負担する事業主 ※納期の到来している市税を完納している事業主に限る	
補助対象経費	鹿児島市職業訓練センターで職業訓練を実施する鹿児島高等技術専門校に支払う「入学金」及び「授業料」	
補助率	補助対象経費の2分の1	
対象期間	従業員が鹿児島高等技術専門校に入校する日から卒業する日までの期間 ※支援金の交付申請をする場合は、毎年度、従業員が訓練を受ける訓練科のその年度における最初の訓練が実施されるまでに申請が必要	

退職金共済制度への加入促進		鹿児島市
概要	中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、「中小企業退職金共済制度」、「鹿児島商工会議所特定退職金共済制度」、「鹿児島県中小企業団体中央会特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に、掛金の一部を補助	
対象者	補助の対象は、次の各号の全てに該当する共済契約者（事業主）です。 (1) 市内に事務所又は事業所を有するもの (2) 新規に共済契約を締結した月から引き続いて12か月分の掛金を納付している共済契約者 (3) 納期の到来している市税を完納しているもの ※適格退職年金制度からの共済契約者は対象外	
補助金の額	被共済者1人につき掛金の額（掛金の額が5,000円を超えるときは5,000円）の12か月分に相当する額に100分の20を乗じて得た額	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 TEL:099-216-1325

Check! 鹿児島市雇用維持支援金

鹿児島市

概要	中小企業者等の雇用の維持及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により国の「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」の支給を受けた鹿児島市内に事業所を有する事業主に対して、本市独自の雇用維持支援金を支給
対象者及び要件	支援金の交付対象者は、以下の全ての要件を満たすものとする (1) 市内に事業所を有する中小企業事業主 (2) 市内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む。）を令和3年1月1日から同年3月31日まで（第3期）の期間に実施し、当該休業に係る雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を鹿児島労働局長から受けたもの (3) 支援金の申請日以降も市内において事業を継続し、雇用を維持する意思があるもの (4) 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないもの (5) 暴力団関係者でないもの
補助率及び補助上限額等	休業期間：令和3年1月1日から同年3月31日まで 補助率：新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の事業所において第3期に実施した休業等に対する雇用調整助成金等の支給決定金額の15%に相当する額 補助上限額：1,000万円 ※千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨て ※第1期、第2期で上限額1,000万円を受け取った事業主の方も申請することができる
申請受付期間	令和3年7月31日（消印有効） ※原則郵送

【お問合せ】 鹿児島市雇用維持支援金専用ダイヤル TEL:099-803-8671

【鹿児島市観光交流局観光交流部観光プロモーション課 戦略係 担当分】

Check! 宿泊施設等新型コロナ対策支援補助金

鹿児島市

概要	コロナ禍における観光振興策として、安心・安全な観光地域づくりに向け、市内の宿泊・貸切バス・タクシー事業者の衛生対策強化に係る取組に対して支援
補助対象者	次のいずれかに該当し、売上が令和元年に比して減少している又は減少が見込まれ、今後も事業を継続する意思がある者で、納期の到来している市税の滞納がない者 (1) 宿泊事業者 鹿児島市内に宿泊施設を有する民間事業者又は個人事業主（以下「宿泊事業者等」）。ただし、研修施設、店舗型風俗特殊営業または同様の形態で営業を行っている施設は対象外 (2) 貸切バス事業者 鹿児島市内に貸切バスの車庫を有する営業所等を置く民間事業者 (3) タクシー事業者 鹿児島市内にタクシーの車庫を有する営業所等を置く民間事業者、個人タクシー事業協同組合又は個人タクシー協会
補助対象経費	補助対象となるのは、以下のような利用者回復につながる衛生対策強化に係る取組 ・マスク、消毒液、消毒剤、清掃用品（使い捨て手袋・エプロンなど）の購入 ・清掃や消毒業務委託 ・非接触体温計、サーモグラフィー ・モバイルによるチェックインシステム ・生体認証やモバイル端末によるキーレスシステム ・空気清浄機 ・使い捨てスリッパや食器 ・アクリル板やビニールカーテン、パーテーションなど
補助率及び補助上限額等	(1) 宿泊事業者等 補助率：2分の1 補助上限額：2.5万円～50万円（合計収容定員数に応じる） (2) 貸切バス事業者 補助率：2分の1 補助上限額：1.5万円×貸切バス保有台数（最大25万円） (3) タクシー事業者 補助率：2分の1 補助上限額：0.5万円×タクシー保有台数（最大25万円） ※国や地方自治体、他の行政機関等から補助金を受ける取組についても申請可能。国等の補助金がある場合、次のうち低い額が交付額となる。 ・補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額 ・一事業者あたりの補助上限額
補助対象期間	交付決定通知日から令和4年2月28日までの取組に係る費用 ※交付決定通知日以前の取組に係る費用は対象外
受付期間	【交付申請書】 令和4年1月31日 【実績報告書】 交付決定通知日～令和4年2月28日 ※消印有効



Check! 鹿児島市オンライン観光支援補助金

鹿児島市

概要	新型コロナウイルス感染症の影響下における当面の観光振興を図るため、鹿児島市内で民間の企業等又は個人事業主が国内外からの観光需要回復を見据え実施する海外から本市への将来の誘客につながるインターネット上での観光の取組に対し、補助金を交付
補助対象者	<p>(1) 鹿児島市内で海外観光客の継続的受入を実施し、又はこの要綱に基づく補助を受けたオンライン観光の実施を契機に海外観光客の継続的受入の実施を予定する民間企業等（任意団体を含む。）又は個人事業主のうち、次に掲げる要件を満たす者が対象。民間企業等にあっては市内に事務所又は営業所を有する者、個人事業主等にあっては市内に事務所又は営業所を有する者若しくは市民</p> <p>(2) 納期の到来している市税の滞納がない者（ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているときは、滞納がない者とみなす）</p> <p>(3) 上記にかかわらず、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に掲げる宗教団体にあっては収益事業にて実施する必要がある</p> <p>※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団及び暴力団員と関係を有する者は、対象としない</p>
補助対象事業	上記に示す補助対象者が企画・運営するもので、あらかじめ日程等の内容と参加代金の有無等を定めた配信に関する計画を作成し、参加者を募集して実施するインターネット上での観光の取組（以下「オンライン観光」という。）のうち、海外から本市への将来の誘客につながる事業に対し、補助金を交付 (例) オンラインの旅行、ガイドツアー、イベント、宿泊体験等
補助要件	<p>(1) 一定の集客確保の見込みのもと行うこと（集客性）</p> <p>(2) 技術的に安定した配信を確保すること（配信の安定性）</p> <p>(3) 鹿児島のブランディングを通じた、海外から本市への将来の誘客につながる取組であること（鹿児島らしさ、継続性・発展性）</p> <p>(4) オンライン観光を実施するために、新たに生じる経費であること</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル wi-fi 等、オンライン環境整備のための機材導入・設置に要する経費 ・ウェブカメラ、マイク等ライブ配信のための機材導入・設置に要する経費 ・技術支援、映像編集等一定の配信水準確保や、観光ガイド等のための外部委託に要する経費 ・プラットフォームへの登録料、販売手数料等インターネット上の外部サイトでの配信に要する経費
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1 補助上限額：補助事業者1者あたり30万円
補助対象期間	交付決定の日から令和4年2月28日まで ※申請は令和4年1月31日まで
受付期間	先着順で、随時

海外観光客の受入体制整備の助成制度

鹿児島市

概要	海外観光客の受入体制の充実を図るため、外国語表記や公衆無線LANなどの環境整備を支援
補助対象者	鹿児島市内に、次の施設を有する民間の企業等（商店街組織を含む）又は個人事業主 <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる施設 ・宿泊施設、観光施設、飲食施設、土産品店、免税店、その他海外観光客が観光目的で利用できる施設
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の案内表示等の作成に要する経費 ・公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・免税対応機器等の導入に要する経費 ・クレジットカード等決済対応機器の導入に要する経費 ・外国人対応のためのスタッフ研修に要する経費 ・その他海外観光客の受入体制の整備に要する経費
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1 補助上限額：30万円 ※既に同じ制度で助成を受けている場合は、上記の上限額から既に交付を受けた助成額を控除した額
補助対象期間	令和3年4月1日～令和4年2月28日
受付期間	令和4年1月31日

Check! 宿泊施設新観光ビジネス支援補助金

鹿児島市

概要	コロナ禍における観光振興策として鹿児島市内の宿泊施設と体験型観光メニューや着地型ツアー等が連携した今後の本市への誘客につながるセット商品造成・販売及びイベントの実施などの新たな取組等に対し支援																		
補助対象者	宿泊事業者等（宿泊事業者及びその組合等）、体験型観光メニューを提供する事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、旅行者等 ※宿泊事業者等以外の方が申請する場合は宿泊事業者等との連携が要件																		
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済への貢献が期待される取組であること ・高付加価値化・高単価化につながる取組であること ・顧客維持につながる取組であること ・継続性・発展性が期待される取組であること ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のための措置を講じていること 																		
補助対象経費	今後の鹿児島市への誘客につながる宿泊施設と体験型観光メニュー、着地型ツアー及びオンライン観光等が連携した取組や複数の宿泊施設が連携した取組に係る次の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・報償費関係（講師謝金等） ・需用費関係（消耗品費、パンフレット・チラシ等の印刷製本費等） ・役務費関係（通信運搬費、広告等掲載手数料、保険料等） ・委託料関係（広報・プロモーション経費、イベント経費、w i - f i 設置費等） ・使用料及び賃借料関係（会場使用料、車両・器具等の賃借料等） 【連携した取組の例（補助対象経費の例）】 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊と着地型ツアーの宿泊者限定セットプランの造成（広報経費） ・宿泊施設から貸切バス・タクシーを利用して温泉・体験型観光メニューを楽しむセットプラン（同上） ・宿泊施設内での体験型観光メニューの実施（同上） ・農業・漁業体験で収穫した野菜・魚介類を宿泊施設のレストランで提供（同上） ・宿泊施設とワーケーション施設の連携による宿泊施設の付加価値向上（wi-fi等の整備に要する経費） 																		
補助率及び補助上限額等	補助率：4分の3 補助上限額：連携して取組を実施する各宿泊施設の令和3年6月1日現在の合計収容定員数に応じた以下の額 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>合計収容定員数</th> <th>補助上限額</th> <th>合計収容定員数</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10人</td> <td>5万円</td> <td>11～30人</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>31～50人</td> <td>30万円</td> <td>51～100人</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>151～200人</td> <td>90万円</td> <td>200人～</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>			合計収容定員数	補助上限額	合計収容定員数	補助上限額	1～10人	5万円	11～30人	15万円	31～50人	30万円	51～100人	50万円	151～200人	90万円	200人～	100万円
合計収容定員数	補助上限額	合計収容定員数	補助上限額																
1～10人	5万円	11～30人	15万円																
31～50人	30万円	51～100人	50万円																
151～200人	90万円	200人～	100万円																
補助対象期間	交付決定の日から令和4年2月28日まで																		

【お問合せ】鹿児島市観光交流局観光交流部観光プロモーション課 戦略係 TEL:099-216-1510

【鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課 担当分】

次世代自動車等普及促進事業補助金

鹿児島市

概要	燃料電池自動車、電気自動車、V2H充電設備、クリーンディーゼルトラック・バスなどの購入を補助												
対象者	(1) 燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラックなどV2H充電設備以外のもの <ol style="list-style-type: none"> ① 交付申請日に鹿児島市内に事業所（又は営業所）を有し、使用の本拠を鹿児島市内に置く次世代自動車等を自ら使用する目的で購入する事業者 ※その他要件あり。詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください ② ①の者を対象に4年以上のリースを行うリース事業者 (2) V2H充電設備 ※リース事業者は対象外 補助金の交付対象となる電気自動車の購入にあわせてV2H充電設備を購入し、電気自動車の使用の本拠の位置に設置するもので、交付申請日に鹿児島市内に事業所（又は営業所）を有し、使用の本拠を鹿児島市内に置く電気自動車を自ら使用する事業者 ※その他要件あり。詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください												
補助上限額等	<table style="width:100%;"> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>1台30万円（1事業者につき2台/年度まで）</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1台10万円（1事業者につき2台/年度まで）</td> </tr> <tr> <td>V2H充電設備（電気自動車と同時導入の場合に限る）</td> <td>1台5万円（1事業者につき1台/年度まで）</td> </tr> <tr> <td>天然ガスバス・トラック、ハイブリッドトラック・バス</td> <td>1台10万円（1事業者につき4台/年度まで）</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼルトラック・バス</td> <td>1台5万円（1事業者につき4台/年度まで）</td> </tr> </table> ※リース事業者はリース先について上記上限台数を適用 ※詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください			燃料電池自動車	1台30万円（1事業者につき2台/年度まで）	電気自動車	1台10万円（1事業者につき2台/年度まで）	V2H充電設備（電気自動車と同時導入の場合に限る）	1台5万円（1事業者につき1台/年度まで）	天然ガスバス・トラック、ハイブリッドトラック・バス	1台10万円（1事業者につき4台/年度まで）	クリーンディーゼルトラック・バス	1台5万円（1事業者につき4台/年度まで）
燃料電池自動車	1台30万円（1事業者につき2台/年度まで）												
電気自動車	1台10万円（1事業者につき2台/年度まで）												
V2H充電設備（電気自動車と同時導入の場合に限る）	1台5万円（1事業者につき1台/年度まで）												
天然ガスバス・トラック、ハイブリッドトラック・バス	1台10万円（1事業者につき4台/年度まで）												
クリーンディーゼルトラック・バス	1台5万円（1事業者につき4台/年度まで）												



太陽光 de ゼロカーボン促進事業補助金		鹿児島市
概要	太陽光発電システムの設置（全量売電でないこと）に対して補助	
対象者	太陽光発電システムを自らが所有する建物に自らが使用する目的で設置する鹿児島市内の事業者 ※その他要件あり。詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください	
補助対象	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、付属品（接続箱等）、工事費	
補助金額及び補助上限額等	補助金額： 環境管理事業所でない事業所 20千円 /kW（上限400千円）（20kw 以下） 環境管理事業所 40千円 /kW（上限800千円）（20kw 以下） ※事前申請が必要 ※詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください	

【お問合せ】 鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課 TEL: 099-216-1479

鹿屋市

鹿屋市食品 EC サイト開設等支援事業補助金（販路開拓支援）		鹿屋市
概要	食品関連商品の売上拡大を図ることを目的として、EC（電子商取引）サイトの開設やリニューアルに取り組む経費の一部を助成	
対象者	鹿屋市内で生産された農林水産物若しくは製造された商品又は市内で生産された農林水産物を活用して開発された商品を取り扱う者。 ただし、鹿屋市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。	
補助対象経費	初期費、月額費、委託費、広告宣伝費、その他市長が特に必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の4分の3以内 (1) 他社インターネットショッピングモール等の場合 補助上限額：25万円以内 (2) 自社における EC サイトの場合 補助上限額：40万円以内 ※交付決定より以前に支払った経費は補助の対象にならない ※補助金の交付は、1事業者あたり1回限り	
応募期間	予算の範囲内で、随時	

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金（販路開拓支援）		鹿屋市
概要	地域資源等を活用した商品の販路開拓に必要な展示会、商談会等への参加に要する経費の一部を助成	
対象者	鹿屋市内に住所を有し、市税の滞納がない個人又は団体	
補助対象経費	補助対象事業を実施するために直接必要と認められる経費 (1) 国内 出展料、出展に係るリース代・工事代・電気代・使用料、手数料、その他市長が必要と認める経費 (2) 国外 出展料、宿泊費、交通費、出展に係るリース代・工事代・電気代・使用料、手数料、通訳代、その他市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 (1) 国内 補助上限額：10万円以内 ※年度内2回まで (2) 国外 補助上限額：20万円以内 ※年度内1回まで	
応募期間	予算の範囲内で、随時	

【お問合せ】 鹿屋市農林商工部産業振興課かのや食・農商社推進室 TEL:0994-31-1180

枕崎市

Check! 令和3年度枕崎市雇用維持等支援事業補助金

枕崎市

概要	新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業させた場合の休業手当に係る国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）の支給決定を受けた市内事業者に対して、市独自で上乗せして補助
対象者	枕崎市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間（令和2年4月1日～）において、休業を実施したことにより雇用調整助成金の支給を受けた方
補助率及び補助上限額等	(1) 国の補助率区分9/10の場合（解雇等を行わない場合） 補助率：国支給決定金額×1/9以内の額 (2) 国の補助率区分4/5の場合（解雇等を行った場合） 補助率：国支給決定金額×1/8以内の額 (3) 国の補助率区分4/5の場合（解雇等を行った場合のうち、入国制限により外国人技能実習生の就業開始が遅延し、令和2年1月24日から判定基礎機関の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上を満たさない場合） 補助率：国支給決定金額×1/4以内の額 補助上限：1事業者あたり上限40万円 ※上限額に達するまで複数回の申請可 ※休業手当全体の助成率が特例的に10/10となる場合及び教育訓練に係る手当は補助対象外
申請期限	雇用調整助成金の支給決定を受けた日から3か月以内 ※令和4年3月31日まで

Check! 令和3年度枕崎市雇用調整助成金申請費補助金

枕崎市

概要	新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）の申請を社会保険労務士の依頼した場合に要した費用について市が補助
対象者	枕崎市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間において、休業を実施したことにより雇用調整助成金を申請した方
対象経費	雇用調整助成金の申請を枕崎市内の社会保険労務士などに依頼した場合に要する費用
補助額	1事業者あたり上限10万円 ※上限額に達するまで複数回の申請可
申請期限	雇用調整助成金の支給決定を受けた日から3か月以内 ※令和4年3月31日まで

Check! 特産品販路拡大支援事業

枕崎市

概要	物産展等に出展する経費のうち、出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費、新型コロナウイルス感染防止対策費その他必要と認められる経費について補助
対象者	(1) 枕崎市内に本店又は主たる事業所を有している者 (2) 市税を滞納していない者
補助対象事業	物産展等とは、物産展、商談会、見本市、博覧会、催事等で、国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催し、共催し、又は後援するもの
補助対象経費	出展料、小間等装飾等、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費、新型コロナウイルス感染防止対策費その他必要と認められる経費 ※消費税を除いた額が対象
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2以内の額 補助上限額：30万円 ※上限額の30万円に達するまで複数回の申請可



Check! 令和3年度外国人技能実習生受入支援事業補助金 枕崎市

概要	外国人技能実習生を受け入れる際、受入事業者や地域内での新型コロナウイルスの感染防止を図るため、外国人技能実習生が入国時に一時的に宿泊施設等に待機するための宿泊費及び交通費の一部を補助
対象者	外国人技能実習生を受け入れる枕崎市内に事業所を有する事業者 ・対象となる技能実習生 以下のいずれかに該当する市内の事業所技能実習を行う技能実習生 ・第1号技能実習を開始する技能実習生 ・第3号技能実習の開始前（または開始後1年以内）に一時帰国すべき技能実習生
対象経費	宿泊費：入国後の一時的な待機期間（14日間）の宿泊費 交通費：空港から宿泊施設等、宿泊施設等から枕崎市への移動などで公共交通機関を利用できない場合の交通費（車のチャーター費用等） ※消費税を除いた額が対象
補助額	補助対象経費の4/5 技能実習生1人につき上限15万円 ※宿泊費の上限は1万円/1泊
対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
申請期限	令和4年3月31日

枕崎市新規雇用創出就労環境改善事業補助金 枕崎市

概要	若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進するため、積極的に就労環境の改善に取り組む枕崎市内事業者に対し、補助金を交付
対象者	次のいずれにも該当する事業者 (1) 枕崎市内に本社及び事業所を有していること (2) 労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者 (3) 令和2年4月1日以降に、就業時年齢満40歳未満の者を正社員または正職員として新たに雇用していること (4) 市税等の滞納がないこと
補助対象経費	(1) ハード事業（次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの） ・福利厚生施設の整備（従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等） ・労働時間管理適正化システム等の整備（タイムレコーダーや勤務時間管理システムの導入等） ・職場環境改善のための設備導入（分煙設備等） (2) ソフト事業 ・制服及び作業着の支給や貸与 ・その他特に市長が必要と認める事業
補助率及び補助上限額	(1) ハード事業 補助率：2分の1以内 補助上限額：100万円 (2) ソフト事業 補助率：2分の1以内 補助上限額：20万円

枕崎市がんばる商店街支援事業補助金		枕崎市
概要	魅力ある商店街づくりを推進し、商店街の振興を図ることを目的として、新商品開発事業等のソフト事業及び街路施設整備事業等のハード事業を実施する商店街団体等に対し、補助を実施	
対象者	(1) 商工業者等を構成員として設立され、規約等により商店街としての組織を備えている法人または団体 (2) 商店街と連携して商店街振興を図ることを目的とする事業を実施する団体	
補助対象経費	(1) ハード事業（次の事業で事業費が300万円以上のもの） ・街路施設整備事業（街路樹、カラー舗装等の街路施設） ・駐車場等施設整備事業（主として顧客に利用させるために設置し、かつ、営利を目的として運営されるものでない駐車場または駐輪場の施設） ・交流施設等整備事業（交流施設、不足業種の誘致（テナントミックス）、地域資源活用等に係る施設（店舗内装工事、店舗借上、備品借上等）） ・イベント広場等整備事業（イベント広場、公園、公衆便所等商店街の利便性を高める施設） (2) ソフト事業（次の事業で事業費が30万円以上のもの） ・新商品開発事業 ・地域資源活用事業 ・伝統・文化復活事業 ・後継者育成事業 ・IT・情報化推進事業 ・地域通貨・共通商品券等発行事業 ・イベント事業 ・その他市長が適当と認める事業	
補助率及び補助上限額	(1) ハード事業 補助率：5分の1以内、補助上限額：1,000万円 (2) ソフト事業 補助率：3分の1以内、補助上限額：50万円	

【お問合せ】 枕崎市水産商工課商工振興係 TEL: 0993-76-1667

阿久根市

Check! 阿久根市飲食店テイクアウト支援事業		阿久根市
概要	新型コロナウイルス感染症の影響の中、新たな需要への対応により市内消費の活性化を図るため、テイクアウトに取り組む飲食店を支援	
対象者	次の要件に全て該当する事業者 (1) 市内に飲食店などを有している個人または法人 (2) 市内の飲食店などにおいて、令和3年4月1日から令和3年8月31日までの期間にテイクアウトを継続して実施していること (3) 飲食店にあっては、現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受け、年間を通じて、市内に常設する店舗その他の施設内において飲食スペースを有し営業していること（ただし、コンビニエンスストアを除く） (4) 宿泊施設にあっては、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく営業許可を受け、または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出をおこなっていること (5) 市税の滞納がないこと (6) 阿久根市暴力団排除条例（平成24年阿久根市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有していないこと	
補助対象経費	持ち帰り用容器購入費、チラシなどの紙媒体による広告費、その他市長が認めるもの	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の10分の10 補助上限：1店舗当たり上限10万円	
申請期限	令和3年9月30日	



阿久根市新商品開発支援事業補助金		阿久根市
概要	阿久根の観光資源や地域資源を活用した商品やサービスの企画・開発をおこなう事業者などに対し補助金を交付	
対象者	市内の中小企業者・小規模企業者もしくは農林水産業者または市内の中小企業者・小規模企業者もしくは農林水産業者の組織する団体	
補助対象事業	阿久根市内の事業者などが継続的な製造および販売を目的としておこなう新たな商品の開発事業	
補助対象経費	試作および実験に係る原材料費、機械装置・設備類の購入費および借上料、製造および改良に係る加工料、パッケージ、ラベルなどのデザインの開発および作成に係る経費、調査分析に係る経費、専門家などの招へいに係る経費、施設整備などに係る経費、マーケティング・調査に係る経費、新商品の商談会への出展など販路開拓・販路拡大に係る経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1以内 補助上限：60万円 ※機械装置・設備類の購入費を含む場合は、100万円を限度	

阿久根市飲食店店舗改装費等補助金		阿久根市
概要	「食のまち阿久根」の魅力を最大限に引き出し、より多くの阿久根ファンを獲得するため、一定の条件で店舗の改装や接客の向上を図ろうとする市内飲食店に対し補助金を交付	
対象者	次の要件に全て該当する店舗の所有者または使用者 (1) 補助対象工事などについて、この補助金その他の制度による助成を受けていないこと (2) 補助対象工事などの完了日から起算して3年間、店舗の転売および処分をおこなわないこと (3) 補助対象工事などの実施に当たっては、市内に主たる事業所もしくは営業所を有し、かつ、建設業許可を受けている施行業者を利用すること (4) 市税などを滞納していないこと (5) 阿久根市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有していないこと	
対象店舗	次の要件に全て該当する店舗 (1) 日本標準産業分類の大分類M—宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76—飲食店に該当する事業をおこなう店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に規定するものを除く） (2) 現に食品衛生法に基づく営業許可を受け、飲食スペースを有し年間を通じて営業をおこなっている店舗（コンビニエンスストア、カラオケボックス業は除く） (3) 賃貸による使用者がある場合（予定を含む）は、賃貸契約が締結されている店舗	
補助対象工事等	外壁の張替え、塗装、補修または補強、壁、床および天井の張替え、補修または補強、トイレの改装（便器の取替えを含む）、看板および暖簾の取替えまたは補修、従業員の制服の購入、その他市長が特に必要と認めるもの	
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1以内 補助上限：50万円	

阿久根市外国人技能実習生入国時滞在費補助金		阿久根市
概要	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外国人技能実習生入国時の一定期間の待機などに係る費用負担が生じている事業者に対し、技能実習の円滑な実施を図るため、外国人技能実習生の受入れに伴い生じた宿泊費および交通費の一部を補助	
対象者	補助対象者は次の要件に全て該当する事業者 (1) 市内に事業所を有しており外国人技能実習生を受け入れていること (2) 市税の滞納がないこと (3) 過去に新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する国、県その他団体の同様の補助制度の適用を受けたことがないこと (4) 阿久根市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有していないこと	
補助対象経費	第1号団体監理型技能実習および第3号団体監理型技能実習（実習開始前または開始後1年以内の一時帰国が必要なものに限り）において、事業者が負担した次の経費（任意の出入国に係るものは除く） (1) 宿泊費：入国から14日間の待機期間に係る費用 (2) 交通費：14日間の待機を伴う受入れをおこなうことで新たに要した費用（ガソリン代、高速代、レンタカー代など） (3) 市長が必要と認める費用	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限：実習生一人当たり9万5千円	

【お問合せ】 阿久根市商工観光課 TEL: 0996-73-1114

出水市

出水市新規創業事業等支援補助金		出水市
概要	市内建築業者を利用して、新規創業・第二創業に要する店舗、事務所、工場等の整備を行う方に、対象経費の一部を補助	
対象者及び要件	(1) 出水市内において店舗等を開設又は改修して、新規に創業して事業を開始しようとしていること (2) 出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する創業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること (3) 市税を滞納していないこと (4) 店舗所有者の同意を得ていること (5) 2年以上営業を継続できる見込みがあること (6) 開業日から起算して1年以内に申請 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者 ※同一店舗及び同一補助対象者につき1回限りとする	
対象店舗	フランチャイズチェーンに加盟する小売店舗（本市に本部があるものを除く。）又は大規模小売店舗の内部にある店舗等ではないこと	
対象業種	小売業、卸売業、飲食サービス業、理容・美容業、教育・学習支援業、保険業、医療・福祉事業等のサービス、生活関連サービス業、宿泊業、デザイン業、製造業、情報通信業 等	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の30% 補助上限額：上限60万円	



出-water市新規創業者等家賃補助事業補助金		出-water市
概要	出-water市内の空き店舗や空き家等を利用して創業をされた方に、2年間に渡り店舗に係る家賃の一部を補助	
対象者及び要件	(1) 出-water市内において空き店舗等を直接その所有者から賃借して、新規創業事業等（新規創業・第二創業に限る）を開始していること (2) 本市の区域内において、他の店舗を廃業し、若しくは休業し、又は他の店舗を移転したものでないこと (3) 2年以上営業を継続できる見込みがあること (4) 出-water商工会議所又は鶴の町商工会が主催する創業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること (5) 市税等を滞納していない者 (6) 市民生活の安全と平穩を阻害するおそれがないこと (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者 (8) 営業開始日から起算して1年以内に申請 ※毎月、前月分の実績報告が必要	
対象事業	小売業、卸売業、飲食サービス業、理容・美容業、教育・学習支援業、保険業、医療・福祉事業等のサービス、生活関連サービス業、宿泊業、デザイン業、製造業、情報通信業等	
補助金交付期間	補助金の交付決定をした月から2年間 1年目…対象物件に係る賃借料の2分の1に相当する額（月額5万円を上限） 2年目…対象物件に係る賃借料の4分の1に相当する額（月額2万5千円を上限）	

【お問合せ】 出-water市商工観光部商工振興課商工労政係 TEL: 0996-63-4040

出-water市地場産業販路拡大事業支援補助金		出-water市
概要	地元農林水産品を活用した特産品、観光PR商品、工業製品など、出-water市内で製造された製品を国内外で開催される展示会、見本市、商談会等の出展に要した費用の一部を助成	
対象者	出-water市に主たる事業所を有し、市税の滞納等がない以下のいずれかに該当する方（法人又は個人） (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、発行済株式の総数の2分の1を超える株式又は出資額2分の1を超える額を大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）が有していないもの (2) 本市と立地協定を締結している事業者 (3) 本市が整備又は管理をする工業団地等に立地する事業者 (4) 農林水産物の生産、加工、販売等を行う者（法人又は団体にあつては、(1)に規定する規模を超えない者に限る。） (5) 製品等の販売を委託された卸売又は小売を主たる業務とする者（法人又は団体にあつては、(1)に規定する規模を超えない者に限る。）	
対象製品	出-water市内で生産、製造された以下のいずれかに該当するもの (1) 市内で生産された農林水産品 (2) 主たる原材料が市内産であるもの (3) 本市の名称、市内の観光資源等に関連した製品又は容器包装の製品 (4) 工業製品、製造技術、自社開発システム及びコンテンツ (5) その他市産業発展又は雇用増進に寄与するもので市長が特に認めたもの	
補助対象経費	出展（小間）料、展示装飾費、翻訳・通訳経費、出展物輸送費、旅費宿泊費、商品又はパッケージ開発費など	
補助対象事業	(1) 国内の販路拡大事業 製品等の宣伝広告を主な目的とし、2日間以上の期間連続して開催されるもの又は商談を主な目的とし、国内10社又は国外5社以上のメーカー等が参加するもの ※国若しくは地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、又はこれらに準ずる公的機関、金融機関、百貨店等が関与するもの（市の他の補助金の交付を受けているものを除く。） (2) 国内外の販売を伴う販路拡大事業 県外都市圏で開催される製品等の販売会で、製品等への講評を消費者から直接徴するもの ※国若しくは地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、又はこれらに準ずる公的機関、金融機関、百貨店等が関与するもの（市の他の補助金の交付を受けているものを除く。） (3) 国外の販路拡大事業 具体的な商談又は市場調査を主な目的とし、現地2社以上のメーカー等が参加するもの	
補助率及び補助上限額等	補助率：1/2（販売を伴うものについては、1/3）、補助上限額：50万円 ※申請回数は、市長が定める期間ごとに、通算で上限額に達するまで	

【お問合せ】 出-water市商工観光部観光交流課 TEL: 0996-63-4061

指宿市

Check! 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金		指宿市
概要	指宿市内の宿泊施設や飲食店、並びに主に観光客等に商品やサービスを提供する施設等が、新型コロナウイルス感染症に対応するための施設等の発生予防や衛生対策等に必要な費用について、指宿市がその一部を補助する制度	
補助金の交付対象者及び対象施設	指宿市内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿等）、飲食店及び主に観光客等にサービスを提供する施設等を営む者で、市税等の滞納がない者 ※新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により、徴収猶予等の相談を受けている者はこの限りではない ※同一事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなす ※宿泊施設については、旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業許可を受け、専ら観光客が宿泊する施設が対象 ※飲食店については、食品衛生法第52条第1項の規定により飲食業の営業許可を受けている者が対象 ※車両については、市内の事業者に在籍する車両が対象。ただし、路線バスについては、車両および市内を運行する定期観光バスとして運用する車両も対象	
補助対象経費	(1) 施設等の消毒や清掃などの衛生対策に要する消耗品の購入に必要な経費 マスク、消毒液、飛沫防止用のシールド・アクリル板 等 (2) 施設等の消毒や清掃などの衛生対策に要する備品の購入に必要な経費 噴霧器、精製機器、体温計、二酸化炭素濃度測定器 等 (3) その他 注意喚起のための掲示物やチラシの作成費用 等	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の4分の3以内 宿泊施設 収容人数100人以上：100万円 収容人数50～99人：20万円 収容人数50人未満：10万円 飲食店 店舗面積が100㎡以上：5万円 店舗面積が100㎡未満：3万円 路線バス・貸切バス 1台あたり 5万円 タクシー 1台あたり 2万円 自動車運転代行業 1台あたり 2万円 ※同一事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなす ※補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない） ※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て	
対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日まで	
申請期間	令和3年9月30日 ※予算に達し次第、申請の受付を終了	

【お問合せ】（宿泊施設） 指宿市産業振興部観光課観光企画係
（その他事業者） 指宿市産業振興部商工水産課商工運輸係 TEL: 0993-22-2111

西之表市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】西之表市経済観光課 TEL:0997-22-1111

垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】垂水市水産商工観光課 TEL:0994-32-1111



薩摩川内市

Check! クラウドファンディング活用支援補助金

薩摩川内市

概要	新型コロナウイルス感染症感染拡大によって発生・顕在化した課題解決に資する事業に取り組むために、クラウドファンディング（CF）によって資金調達を行おうとする事業者に対し、CF運営事業者に支払う手数料の一部を補助
対象者	以下のすべての要件を満たす者 (1) 従業員数が300人以下である中小企業、法人その他の団体並びに個人事業主 (2) 本市の区域内に事業所を有し、申請時において、本市内において6ヶ月以上事業を営む者 (3) 市税に滞納がないこと など
補助対象事業	新型コロナウイルス感染症感染拡大によって発生・顕在化した課題解決を図るために実施する以下の事業 (1) 新商品又は新サービスの企画、開発及びその販売促進を行う事業 (2) 新たな事業分野への展開を行う事業 など
補助対象経費	CF運営事業者に支払う手数料
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）、補助上限額：20万円 ※交付は1事業者1回限り
申請期限	CF運営事業者の審査を経た後、ホームページにプロジェクトをアップして資金調達を開始する前に、必ず事前申込を行ってください。

Check! 事業者助成金等申請サポート補助金

薩摩川内市

概要	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた市内事業者が、同感染症に対応した公的な経済支援制度を利用するため、社会保険労務士、行政書士、税理士、公認会計士、弁護士、弁理士のいずれかに必要な書類の作成等を依頼（令和3年2月5日以降）した際に要した経費の一部について補助
対象者	以下のすべての要件を満たすこと (1) 薩摩川内市の区域内に事業所を有する中小企業等または個人事業主 (2) 引き続き本市の区域内で事業を継続して行う意思があること (3) 市税に滞納がないこと
補助対象経費	令和3年2月5日以降に社会保険労務士、行政書士等に依頼した、公的な経済支援制度（採択を受けたものに限る）に係る申請書類の作成及び申請代行等に要する経費 ※証明等の発行手数料は除く ※本補助金を受けようとする事業者と依頼先の代表者が同一である場合は補助対象外 ※融資に係る手続き、税の特例に係る手続きは除く
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）、補助上限：3万円 ※交付は1事業者1回限り
申請期限	令和3年12月28日（原則郵送）

Check! 事業所消毒実施支援補助金

薩摩川内市

概要	新型コロナウイルス感染症の患者が発生、または訪問のあった事業所等を営む事業者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第1項に規定する命令（以下「消毒命令」）により、事業所内の消毒に要した経費の一部を、予算の範囲内において補助
対象者及び要件	以下の全ての要件を満たす者 (1) 市内に事業所等を有する者のうち、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者または個人事業主 (2) 市内の事業所等のうち、消毒命令があった対象場所の消毒を実施した者 (3) 消毒補助金の申請時において、当該事業所等で事業を継続している者 (4) 対象場所の消毒の実施に関する他の補助金等を受けていない者
補助対象経費	補助金の対象となる経費は、保健所の命令により実施した事業所等の消毒に要した経費のうち、以下のいずれかの経費 (1) 消毒に係る専門業者への委託費 (2) 自ら消毒を実施した場合は、その消毒に要した物品の購入費
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：20万円
申請期限	対象場所の消毒に要した経費を支出した日から30日以内または令和4年3月31日のいずれか早い日まで（原則郵送）

Check! 商店街等にぎわい回復支援事業補助金

薩摩川内市

概要	新型コロナウイルス感染症の流行長期化に伴う外出自粛等により、地域経済が厳しい環境にある中、商店街等のにぎわいと地域経済の回復を図るための取組みに対し補助
対象者	薩摩川内市内の事業者が加盟している団体（構成員が5事業者以上） ・商店街や商店街振興組合 ・通り会（任意の団体でも可） ・各業種等で組織された協会・組合・団体など ※構成員の半数以上が市内事業者であること ※地区コミュニティ協議会や自治会、個人でのみ構成されている団体、事業者が加盟していない団体は補助の対象外
補助対象事業	補助対象者が自ら企画・実施するもので、下記の取組みが対象 (1) 消費喚起に資するキャンペーンやイベントなど (2) その他補助金の趣旨に合致すると認められる事業 ※交付決定後～令和3年9月30日までに実施される事業が対象 ※これまで実績のある事業については、新たな取組みが含まれていることが必要
補助対象経費	報償費、役務費、需用費、委託料、使用料・賃借料、その他（プレミアム商品券のプレミアム部分など） ※団体の経常的な管理運営費、団体の構成員に対する人件費や謝礼、飲食費等は対象外
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の10分の10（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：100万円
申請期限	令和3年7月30日

中小企業等産学共同開発支援補助金

薩摩川内市

概要	薩摩川内市内で6ヶ月以上事業を営んでいる中小企業等が、大学または公設研究機関等と連携して行う、新製品開発・既存製品の改良等に係る経費の一部を補助
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 薩摩川内市内で6ヶ月以上事業を営む中小企業等 (2) 市税の滞納のない者 (3) 他から同一年度内に同一事業に対する補助をうけていない者
補助対象経費	(1) 開発費：試作品開発に必要な原材料及び消耗品にかかる経費、設計・デザイン・試作品の製造・改良・加工に必要な経費（外部研究機関等への委託費、加工・試作品製造の一部を他の事業者へ委託する経費も含む。） (2) 使用料・借上料：開発に必要な機械等の借上又は土地・施設等の使用に必要な経費 (3) 性能検査費：性能検査に関わる経費 (4) 指導料：事業実施のために必要な教授等の指導料
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：竹バイオマス関連は50万円、その他は30万円
申請期限	令和3年9月30日

中小企業等人材確保支援補助金

薩摩川内市

概要	中小企業者等の人材確保と新卒者、Uターン者の市内中小企業等への就職を促進するため、中小企業者等が人材確保や求人活動に要する経費の一部を補助
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 従業員数が300人以下である中小企業、法人その他の団体並びに個人事業主で、本市の区域内に事業所を有し、申請時において、本市内において6ヶ月以上事業を営む者。 (2) 市内の事業所への採用及び配属を目的としていること。 (3) 市税に滞納がないこと。
補助対象経費	採用活動計画に基づいて実施される以下の経費 (1) 企業説明会、就職相談会等の出展料 (2) 求人活動に使用するパンフレット・チラシ印刷代 (3) 企業説明会、就職相談会等で使用する機器等のリース（購入は除く） 自社PRのための装飾物の作成に関する費用 (4) 求人情報を充実させるためのホームページ作成または改修に要する経費
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：50万円
申請期限	令和4年1月31日



中心市街地出店支援補助金		薩摩川内市
概要	中心市街地の空き店舗解消と商業機能の充実を図るため、中心市街地の空き店舗で開業する事業者に対し、店舗の整備に係る経費の一部を補助	
対象者	以下の要件を全て満たす中小企業や個人事業主、その他認める団体 (1) 中心市街地内に所在する空き店舗（申請時点において継続して3か月以上使用されていない店舗等で、道路に面している店舗の1階部分に限る）を改修して新規出店すること (2) 申請する日の属する年度の3月31日までに店舗等の利用を開始すること (3) 午前7時から午後7時の間において3時間以上営業し、かつ1月あたりの営業日数が20日以上であること (4) 2年以上の継続的な事業活動を計画していること (5) その他の補助制度を活用していないこと (6) 市税の滞納がないこと	
補助対象経費	新規出店に伴う空き店舗の整備に必要な経費で、以下のもの。 (1) 内外装費（建物内部の床・壁・天井・建具、外壁にかかる工事） (2) 空調・照明設備費（空調設備や照明設備にかかる工事） (3) 水回り改装費（台所・トイレ・手洗い場にかかる工事）	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て） 補助上限額：1事業者につき50万円（1回限り）	
申請期限	令和3年10月29日	

店舗改装費補助金		薩摩川内市
概要	薩摩川内市で生産・販売を行っている中小企業者が、店舗・事業所・工場などを改修した場合、その費用の一部を補助	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 市内で生産・販売を行っている中小企業者 (2) 改装工事を行う店舗等の使用者 (3) 市税の滞納がない事業者	
補助対象経費	店舗、事務所、工場、倉庫等の改装工事費 ※改装工事費が20万円以上となること（消費税等を含む） ※3年以上営業している店舗・事務所等を対象とします。 ※新規創業や移転等に係る改修費用は、対象となりません。 ※工事の施工業者は薩摩川内市建設工事等入札参加資格を有する市内の事業者に限ります。	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の10分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：20万円	
申請期限	改装工事の着手前（工事後の実績報告の最終期限は令和4年3月15日）	

中小企業元気づくり補助金		薩摩川内市
概要	薩摩川内市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修、製品宣伝活動、知的財産権に関する申請などの経費について、その負担軽減と経営の安定化を図るために支援	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、薩摩川内市内において生産・開発を行っている事業者であること (2) 国・県の補助制度を利用しないものであること (3) 市税の滞納がないこと	
補助対象経費	(1) 社員研修費：ポリテクカレッジ川内、鹿児島職業能力開発促進センター、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費（旅費・研修負担金など） (2) 製品宣伝活動経費：見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費（販売を伴うものは除きます。） (3) 知的財産権申請経費：特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費 ※いずれも申請者が支払ったものに限ります。	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（100円未満切り捨て） 補助上限額： (1) 社員研修費10万円 (2) 製品宣伝活動経費30万円 (3) 知的財産権申請経費70万円 ※いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。	
申請期限	上記の活動終了後3か月以内、または令和4年3月31日のいずれか早い日	

退職金共済加入促進補助金		薩摩川内市
概要	市内事業所の人材確保、従業員の福祉増進及び雇用の安定化を目的に、退職金共済制度への加入を支援	
対象者	以下のいずれかに該当する者 (1) 中小企業退職金共済制度に加入している事業者 (2) 特定退職金共済制度に加入している事業者 ※上記制度に新たに従業員を加入させた事業者が対象となります	
補助率等	(1) 本土地域 新たに制度加入した従業員の掛金6か月分の額に100分の30を乗じて得た額 (2) 甌島地域 新たに制度加入した従業員の掛金6か月分の額に100分の100を乗じて得た額 ※従業員一人あたりの掛金の上限は、本土地域・甌島地域いずれも月額5,000円です。	
申請期限	加入期間が6か月を経過した後3か月以内	

創業・チャレンジ支援補助金		薩摩川内市
概要	新たに起業される方、事業の拡大や事業承継を希望される中小企業者向けに、融資資金の一部について、その利子および保証料の一部を補助	
対象者	川内商工会議所または薩摩川内市市商工会から推薦された方で、市税の滞納がなく、以下のいずれかに該当する事業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 (2) 商店街全体の振興のために運営されている組合 (3) 新たに事業を行うもの	
補助の対象となる資金	(1) 鹿児島県融資制度：創業支援資金、新事業チャレンジ資金、事業承継対策資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫：事業承継・集約・活性化支援金 ※補助対象の融資額は下記のとおり。 利子：1企業者あたり1,000万円以内/年 保証料：1企業者あたり500万円以内/年	
補助率及び補助上限額	(1) 利子：融資日が含まれる月の翌月から起算して3年の間に金融機関に支払った利子相当額 (2) 保証料：融資日から起算して最初の12月31日までに支払った初年度の信用保険料相当額	
申請期限	融資年の翌年の1月（申請先は、川内商工会議所または薩摩川内市商工会）	

創業支援事業補助金		薩摩川内市
概要	薩摩川内市内で創業を志す者等が創業しやすい環境を整備するため、創業に係る費用の一部を支援	
対象者	以下のいずれかに該当する者 (1) 市内で新たに創業を予定している者で、事業を営んでいない個人が新たに開業届を提出し事業を営む者、若しくは会社を新たに設立し市内で事業を開始する者 (2) 上記によって創業したもので、創業後間もない（創業2年未満）市内事業者 ※開店時刻から午後6時までの営業時間が、午後6時から閉店時刻までの営業時間以上であること	
補助対象経費	設立登記費用、店舗・事務所等改装経費、設備費、専門家謝金、原材料費、外注加工費、委託費、旅費、広報費、資料購入費	
補助率及び補助金額等	(1) 特定創業支援事業に参加し、薩摩川内市からの証明書の発行を受けた者で、会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者 補助率：3分の2、補助上限：100万円 (2) 特定創業支援事業に参加し、薩摩川内市からの証明書の発行を受けた者で、個人開業または企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者 補助率：3分の2、補助上限：50万円 (3) 会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者 補助率：2分の1、補助上限：50万円 (4) 個人開業または企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者 補助率：2分の1、補助上限：50万円	
申請期限	令和3年8月27日（第2回締切）、10月29日（第3回締切）	



商店街等賑わい P R 事業支援補助金		薩摩川内市
概要	商店街等の賑わい創出や集客を図るため、商店街等を P R する取組みに対し経費の一部を補助	
対象者	市内に活動拠点を有する団体 (構成員が5者以上で、市内の商工業者が含まれていること) (1) 商店街や商店街振興組合 (2) 通り会 (任意の団体でも可) (3) 各業種等で構成された協会・組合 など ※地区コミュニティ協議会や自治会、個人でのみ構成されている団体、商工業者が参加していない団体は補助の対象にはなりません。	
補助対象事業	商店街等が賑わいの創出や集客を図るために、自ら企画して実施する P R の取組み	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 (パンフレットやチラシの印刷費など) ・消耗品費 (のぼり旗の作成費など) ・広告料 (ラジオ CM・出演費、雑誌掲載費など) ・委託料 (ホームページ制作・改修費など) ・使用料・賃借料 (P R 道具のリース代など) 	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2 (千円未満切り捨て) 補助上限額：1 団体につき10万円 (1 回限り)	
申請期限	令和3年12月28日	

【お問合せ】 薩摩川内市商工観光部 経済政策課 TEL: 0996-23-5111

日置市

日置市物産展等出展支援事業費補助金		日置市
概要	物産展等における宣伝販売を通して特産品等の認知度の向上並びに事業者の市場開拓及び販路拡大を図るため、物産展等に出席した事業者に対し補助金を交付	
対象者	次のいずれにも該当する者 (1) 日置市内に工場、事務所又は店舗を有すること (2) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象経費	日置市が主催、共催又は後援する物産展等の出展に要する経費 ※出展小間料その他の出展料に係るものに限る	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の30を乗じて得た額 補助上限額：3万円 ※1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額 ※補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度	

Check! 日置市中小企業者向け専門家支援窓口設置事業

日置市

概要	日置市商工会と連携・協力し、日置市中小企業者向け専門家支援窓口設置事業【日置市商工会専門家派遣事業】を実施
対象者	日置市において、「落ち込んだ売上を伸ばすための方策」や「新型コロナウイルス感染症対策」、「国・県等助成金の申請方法」など、専門家のアドバイスを受けてみたいと考えている事業者
事業内容	さまざまな相談・要請内容等に応じて、専門家を直接、事業所に派遣して、具体的・実践的な事項に関して、適切な指導・助言を行い、問題を解決していくための制度
費用	原則、無料
申請期限	令和4年2月25日

日置市商品開発支援事業補助金		日置市
概要	日置市らしい商品の開発により日置ブランドを確立し、地域の活性化及び産業の振興を図るため、日置市の特色を活かした商品の開発を行う者に対し補助金を交付	
対象者	中小企業者（中小企業基本法第2条第1項規定）および団体（市長が特に認めた法人及び任意団体）で、以下の要件を全て満たすもの (1) 生産、製造又は加工から販売に至る一連の事業を営む者であること (2) 商品開発後の販売戦略等に明確な目標があること (3) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象事業	(1) 新たな商品を開発し、商品化する事業 (2) 既存の商品を改良し、特産品化する事業 (3) 開発又は改良した商品の販路拡大に関する事業 ※「商品」とは、日置市内で生産、製造又は日置市内で生産された原材料を使用して加工された産品	
対象経費	外部専門家による指導に要する経費、調査研究に要する経費、試供品の製作に要する経費、デザイン及び印刷に要する経費、広報等に要する経費、品質検査に要する経費、商標登録等に要する経費、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 ※補助対象経費の合算額が5万円未満の場合は補助対象としない	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の70を乗じて得た額 補助上限額：20万円 ※補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度 ※1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額	

【お問合せ】 日置市総務企画部商工観光課商工政策係 TEL:099-248-9409

曾於市

店舗新築・改築補助金		曾於市
概要	雇用の創出、商業後継者の育成および地域経済の活性化を図るため、店舗の新築および既存店舗の改築工事費の一部を補助	
対象者	(1) 補助を受けようとする新築・改築工事について、曾於市及びその他の制度による助成を受けていない者 (2) 補助を受けようとする新築・改築工事の完了日から起算して3年間、店舗の転売及び処分を行わない者 (3) 曾於市内に主たる事業所を有し、かつ市が認める改築工事の資格等を有する施工業者を利用する者 (4) 市税等を滞納していない者	
要件	(1) 使用予定者がおり、賃貸の場合は、賃貸契約が締結された建築物であること (2) この告示による補助を受けたことがない建築物であること	
補助対象経費	・曾於市内に事業所を有し、かつ、市が認める改修工事の資格を有する業者が行う20万円以上の工事 ・補助対象店舗の新築、修繕、補修、改築、増築工事 ・壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事 ・耐震性を確保するための工事等 ※土地購入費用、機械・工具等備品の購入費等は補助対象外 ※工事着手後の申請は補助対象外	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の30%（千円未満の端数は切り捨て） 補助上限額：最高50万円 ※補助金の申請は1回限り	

【お問合せ】 曾於市商工観光課 TEL:0986-76-8282



霧島市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】霧島市商工観光部商工振興課 TEL: 0995-64-0912

いちき串木野市

空き店舗等活用促進補助金		いちき串木野市
概要	いちき串木野市内空き店舗（空き家含）を活用し、新規に出店する方への店舗等改装経費と家賃の一部を対象として補助金を交付	
対象業種	卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など	
補助対象経費	(1) 改装経費等（いちき串木野市内事業者が施工） (2) 家賃等の補助	
補助率及び補助上限額	(1) 改装経費等 補助率：対象経費の半額を助成 補助上限：20万円 (2) 家賃等の補助 補助率：1～6ヶ月目…対象経費の全額、7～24ヶ月目…対象経費の半額 補助上限額：1～6ヶ月目…2万円、7～24ヶ月目…1万円	

商工業者店舗リフォーム補助金		いちき串木野市
概要	いちき串木野市内ですでに1年以上販売等を行っている小規模事業者が、いちき串木野市内業者を利用して行う店舗のリフォームを対象として補助金を交付	
対象業種	卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など	
補助対象経費	改装経費等（いちき串木野市内事業者が施工）	
補助率及び補助上限額	補助率：20万円以上の対象経費の半額、 補助上限額：20万円	

【お問合せ】いちき串木野市水産商工課 TEL:0996-33-5638

南さつま市

南さつま市空き店舗等活用事業補助金		南さつま市
概要	南さつま市内の空き店舗等解消と地域経済の活性化のため、出店する新規事業者等や規模拡大を図ろうとする事業者に対し、補助金を交付	
対象者	(1) 1年以上営業を継続できる者 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者 (3) 市民生活の安全と平穩を阻害するおそれのない者 (4) 市税等を滞納していない者 (5) 過去に本補助金の交付を受けたことがない者	
要件	(1) 空き店舗等を新たに賃借し出店するもの (2) 自己所有の空き店舗等を改装し出店するもの (3) 空き店舗等を取得し出店するもの ※南さつま市内から市内に営業所等を移転する場合は、対象外	
補助対象経費	店舗改装費（設備費を含む）、空き店舗等の賃借料（駐車場賃借料は含むが、敷金・礼金・共益費等の経費は除く）	
補助率及び補助上限額	(1) 改装費補助金 補助率：2分の1以内、補助上限額：50万円（1回限り） (2) 賃借料補助金 補助率：2分の1以内、補助上限額：月額3万円とし、補助対象期間は、事業開始日の属する月の翌月から連続して12か月以内	

Check! 新しい生活様式・営業スタイル推進事業補助金		南さつま市
概要	新型コロナウイルス感染症対策として、国が提唱する「新しい生活様式」を取り入れた日常生活の実践に向け、市内事業者等が新型コロナウイルス感染症の予防対策のために要した物品購入及び外注費用の経費に対して補助金を交付	
対象者	南さつま市に事業所を有する中小法人等や個人事業主及び自治公民館が対象で、医療法人やNPO法人など、幅広い法人形態並びに業種を対象としている。店舗や工場など複数の事業所を有している場合は、それぞれの事業所につき1回の申請を行うことができる。	
補助対象経費	令和3年2月1日から6月30日までの期間において、新型コロナウイルス感染症への対策を目的として支出した経費 ※事業に用いることを目的としたものに限る ※消費税については補助対象経費に含まれない	
補助率及び補助上限額	補助対象額：3万円以上 補助率：5分の4以内 補助上限額：15万円	
申請期限	令和3年6月30日	

南さつま市販路拡大支援事業補助金		南さつま市
概要	南さつま市内の中小企業者が、販路拡大や販売促進のため、県外で開催する商談会・展示会等に出席し、自社の製品を紹介する際に、その経費の一部（最高5万円）を補助する制度 ※物産展は補助対象外	
対象者	中小企業者であって、南さつま市内に事業所を有し南さつま市内で1年以上継続して同一事業を営み、かつ、個人にあつては1年以上南さつま市内に居住しており、市税を滞納していないこと	
要件	(1) 県外及び海外の商談会等で、補助対象者以外の者が開催する商談会等であること ※ただし、常設の商談会等は除く (2) 補助対象者が単独で出展する商談会等であること (3) 補助対象者が同様の趣旨で交付される国、県その他公共的団体の補助金を受けて出展する商談会等でないこと	
補助対象経費	会場使用料・小間料金等会場の使用に係る費用、展示装飾に係る費用、出展物の輸送に係る費用	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：5万円（1,000円未満切り捨て） ※同一補助対象者に対する補助は、同一年度において1回限り	

【お問合せ】南さつま市産業おこし部商工水産課商工振興係 TEL: 0993-76-1606

志布志市

Check! 中小事業者向け設備投資等支援事業		志布志市
概要	令和3年度志布志市の単独事業となるコロナ禍においての新たな生活様式に対応したスタイルを構築するための支援事業を実施	
対象者	志布志市内に本店又は本所を有する事業者のうち、個人事業主又は中小企業基本法第2条第1項の中小企業者	
要件	以下の項目に該当する者 (1) 対象業種は、日本標準産業分類の「農林漁業、電気・ガス・熱供給業、郵便・金融業及び複合サービス業」以外の業種 (2) 個人事業主にあつては、志布志市内に住所を有していること (3) 法人にあつては、志布志市内に本店所在地とした法人登記がなされていること (4) 改修工事業者を請負場合は、市内登録業者であること (5) 市税等において滞納がないこと	
補助対象経費	工事費、備消耗品購入	
補助率及び補助上限額	補助率は対象経費の3/5以内 補助金の上限は、改装等が25万円で備品購入費は5万円 ※令和3年4月1日以降の取引が補助対象	
申請期限	令和4年1月31日 ※申請先は、市役所志布志庁舎2階港湾商工課	



令和3年度 志布志市創業支援事業補助金		志布志市
概要	地域経済対策、商工業の振興、雇用の創出及び後継者の育成対策として、商店街モデル地区内に新たに創業する法人・個人事業主に対し、創業支援資金として助成	
対象者	次のいずれにも該当するもの (1) 市税等の滞納がないこと (2) 次のいずれかに該当する者であること ① 個人事業主にあつては、市内に住所を有していること ② 法人にあつては、市内を本店所在地とした法人登記が行われていること (3) 商店街モデル地区内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く (4) 補助金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあつては代表者）が当該事業に関しこれまで市のほかの補助金の交付を受けていないこと (5) 志布志市商工会が実施する創業相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして、推薦を得ていること ※志布志市では、志布志市志布志町上町通り沿い「友恵寿し」から「ツルミ毛糸」までの区間を「商店街モデル地区」と位置づけ	
要件	事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合	
補助対象経費	当該年度内の創業に係る経費であつて、創業の日までに要した経費のうち次に掲げるもの ・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 ・店舗等リフォーム費 ・設備費 ・マーケティング調査費 ・広報費	
補助率及び補助上限額	補助対象経費の5分の3以内かつ100万円以下 ※1,000円未満は端数を切り捨て ※創業開始後3年以内の店舗移設や廃業したときは、補助金の返還を求める	

志布志市店舗リフォーム助成事業		志布志市
概要	地域経済対策、商工業の振興、雇用の創出及び後継者の育成対策として既存店舗の修繕、改修、増築に助成	
対象者	(1) 市内に店舗等を有し、助成対象となる店舗や店舗事務所を1年以上経営継続している者 (2) 市税等を滞納していないこと (3) 過去に市から店舗リフォームの助成金の交付を受けていないこと (4) 令和4年3月31日までに実績報告書を提出できること (5) 交付決定を受けるまでに工事に着手していないこと	
要件	志布志市内に存する店舗で既に1年以上経営を継続していること ※店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみを対象	
助成対象工事	(1) 登録店に請け負わせる工事で、対象経費が20万円以上（税込）のもの ※対象になるものとならないものがあるため注意 (2) 店舗の修繕、補修、改築及び増築のための工事 (3) 壁紙の張替え、屋根又は外壁の塗り替え等店舗の模様替えのための工事 ※志布志市に店舗リフォーム助成事業登録工事店として届出しているなど施工業者に制限あり (詳しくは志布志市ホームページをご確認ください)	
助成率及び上限額	助成率：助成対象経費の30%に相当する額、上限額：30万円 ※1,000円未満は端数を切り捨て ※同一助成対象者又は同一店舗について1回限り	

令和3年度 志布志港外貿コンテナ用リーファーコンセント使用料助成		志布志市
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的に、志布志港外貿コンテナ定期航路を利用する際のコンテナ用リーファーコンセントの使用料（鹿児島県の請求）に対し、使用料の一部を予算の範囲内で助成	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有しているもの (2) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル内のコンテナ用リーファーコンセントを使用したもの	
助成率	鹿児島県が請求するコンテナ用リーファーコンセント使用料の3分の1を予算の範囲内において助成 ※1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨て ※申請額の累計が予算額に到達した時点で助成金交付申請書の受付を終了します。（予算の範囲内での助成）	
申請期間	令和4年3月31日	

令和3年度 志布志港輸出入コンテナ貨物助成金		志布志市
助成内容	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う事業者に対して予算の範囲内で助成金を交付	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有している企業（個人経営者含む） (2) 輸入については船荷証券の受荷主、輸出については船荷証券の出荷主	
対象貨物	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用して行う、輸出入コンテナ貨物のうち、新規（初めて志布志港を利用するもの）、又は継続利用（新規以外）の実入りコンテナ貨物	
助成額及び上限額	(1) 新規利用事業者の全取扱量に対して助成 輸入貨物・・・5,000円（1TEUにつき） 輸出貨物・・・10,000円（1TEUにつき） 一荷主あたりの補助金上限額 輸入・・・1,000,000円 輸出・・・2,000,000円 (2) 継続利用事業者の全取扱量に対して助成 輸入貨物・・・1,000円（1TEUにつき） 輸出貨物・・・2,000円（1TEUにつき） 一荷主あたりの補助金上限額 輸入・・・2,000,000円 輸出・・・3,000,000円 ※新規利用とは、志布志港の利用が過去に一度もない事業者	
助成対象期間	令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間 ※志布志港に入港又は志布志港から出港した日が期間内のコンテナが対象	

輸出促進支援事業		志布志市
概要	志布志港を利用した輸出を目指す市内事業者に対する、海外見本市への出展や商談会への参加に対しての助成	
対象者	(1) 志布志市内に事業所を有していること (2) 志布志市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと	
補助対象経費	海外見本市への出展、海外市場視察、海外商談会等にかかる経費	
助成額及び上限額	出展や視察、商談会等にかかる経費の1/2以内 (1) 1回の補助限度額は200,000円とする (2) 1回につき補助を受けることができるのは1事業所1名とする	

食品・農林水産品コンテナ輸出助成制度		志布志市
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに発着する外貿定期コンテナ船を利用して、食品及び農林水産品（原木を除く）を輸出される方（船荷証券の出し荷主）に、助成金を交付	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有していること (2) 輸出する貨物が食品及び農林水産品（原木を除く）であること (3) 志布志港に寄港している定期コンテナ航路を利用して輸出すること	
助成額及び上限額	助成額：コンテナの種類に関わらず、1本につき2万円 上限額：一荷主に対して年間（7月～翌6月末日）50万円	

【お問合せ】 志布志市港湾商工課港湾振興係 TEL:099-472-1111



奄美市

中小企業退職金共済掛金補助

奄美市

概要	奄美市に居住する退職金共済契約を締結した中小企業者に対して、共済掛金の一部を補助することにより、中小企業の従業員の福祉を増進するとともに雇用の安定及び企業の振興に寄与
補助対象	以下に該当する共済契約者が対象 (1) 奄美市内に事務所又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる者 (2) 雇用する従業員を新たに被共済者とし、退職金共済掛金12箇月分を納付した者 (3) 市税を納付している者
補助金額	掛金上限は月額5,000円 従業員1人1ヶ月の共済掛金額の20%の12か月分 $5,000円 \times 20\% \times 12月 = 12,000円$ (1人あたり、12,000円が補助限度額)

奄美市中心市街地店舗リフォーム補助制度

奄美市

概要	中心市街地の活性化を図るため、新規出店者や既存店舗のリフォーム工事に対して補助を行う制度
対象者	中心市街地内において、既存または新規に事業を行う小規模事業者
要件	補助対象者は、次の要件を全て満たす事業者です。 (1) 常時雇用する従業員が5人以下（パート・家族従業員は除く）の事業者 (2) 営業時間が午前10時から午後9時までの間に6時間以上営業を行う事業者 (3) 1週間当たりの平均営業日が、5日以上営業する事業者
補助率及び補助上限額	リフォーム費用の2分の1（限度額50万円） ※区画整理事業区域内の店舗は3分の2（上限80万円） ※予算が無くなり次第、受付終了

Check! 新型コロナ感染防止対策店舗支援事業

奄美市

概要	対面で接客することの多い店舗を対象に、感染防止対策を実施するための物品購入・設備導入費用を助成 事業者が自主的に感染防止対策に取り組み、島民や観光客・帰省客が安心して利用できる店舗となることを支援
対象者	以下に記載または同種の業態で、奄美市内に店舗を有する法人または個人とする。 (1) 小売 (2) 飲食 (3) その他 美容院、理容院、写真店、ネイルサロン、エステ、その他生活関連サービス業で、対面で顧客と接しているもの ※申請する物品等は、同様の国や県、市町村が実施する補助金の給付を受けていないこと ※複数店舗ある事業者については、店舗ごとの申請が可能 ※公営事業は、補助対象外 ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営し、若しくは経営に関与している法人又は個人は対象外 ※宗教活動や政治活動を主たる目的とするものは対象外
補助対象経費	消耗品費用、消毒費用、飛沫対策費用、換気費用、衛生管理費用、PR費用、改修費用 ※物品購入費や改修費で、令和2年11月1日以降に着手（契約・発注）し、令和2年11月1日から令和3年6月30日までに支払いが済んでいるもの
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の10分の10以内 補助上限額：10万円
申請期限	令和3年7月31日 ※支払完了の対象期間は6月30日

Check! 奄美市新規サービス展開促進事業		奄美市
概要	外出自粛や店舗への営業時間短縮要請など、今後も新型コロナの影響が見通せない中、中小企業者等が事業継続のため新規サービス事業の展開に取り組む費用を補助	
対象者	以下に記載されている業態で、奄美市内に店舗を有する法人又は個人。 補助対象事業を対象期間に開始した又は開始予定のもので今後も事業継続の意思があるもの (1) 飲食店 (2) 小売店 ※複数店舗ある事業者については、店舗ごとの申請が可能 ※公営事業は補助対象外 ※暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号の暴力団が経営し、もしくは経営に関与している法人又は個人は対象外 ※宗教活動や政治活動を主たる目的とするものは対象外	
補助対象事業・対象期間	(1) デリバリー・テイクアウト 令和2年8月1日から令和3年6月30日の期間に開始した又は開始予定であること (2) キャッシュレス決済導入 令和2年11月1日から令和3年6月30日の期間に開始した又は開始予定であること (3) 通信販売 令和2年11月1日から令和3年6月30日の期間に開始した又は開始予定であること	
補助対象経費	(1) テイクアウト・デリバリー事業 容器代、広告PR制作費、Webサイト制作費、配送用自動車等レンタル料、内装工事費 (2) キャッシュレス決済導入事業 非接触型決済端末代、レジ接続費、汎用端末費、付属品費、設置費、広告PR制作費 (3) 通信販売事業 通信環境整備費、通信機器購入費、Webサイト制作費、梱包資材費、広告PR制作費	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の10分の10以内 補助上限：20万円 複数の補助対象事業を申請する場合は、以下のとおり 1つの事業を申請する場合→上限20万円 2つの事業を申請する場合→上限25万円 3つの事業を申請する場合→上限30万円	
申請期限	令和3年7月31日 ※当日消印有効	

奄美市中心市街地出店支援補助制度（家賃補助制度）		奄美市
概要	中心市街地の活性化を図るため、区域内で継続して事業を実施しようとする事業者に、2年間の家賃補助を行う制度	
対象者	中心市街地内において、新たな店舗で営業を行う者 ※区域内での移転は除く	
要件	補助対象者は、次の要件を全て満たす新規事業者です。 (1) 営業時間が、午前10時から午後9時の間に6時間以上の営業を行う事業者 (2) 平均営業日数が、1週間当たり5日以上営業を行う事業者 (3) 出店計画にあたり、奄美大島商工会議所が実施する経営指導を受ける事業者 (4) 認定審査会で、中心市街地の活性化に資すると認められる事業を行う事業者 (5) 補助金終了後においても、継続して営業可能と認められる事業を行う事業者	
補助率及び補助上限額	月額家賃の2分の1（上限10万円/月）、最長2年 ※区画整理事業区域の店舗は月額家賃の3分の2（上限15万円/月） ※予算が無くなり次第、受付終了	

奄美市高卒ルーキー雇用奨励補助事業		奄美市
概要	奄美大島本島内の高校を卒業した新規高卒者を雇用した事業主の方へ対して、11月以上経過した場合20万円の奨励補助金を支給	
対象者	次のいずれかに該当するもの (1) 高卒ルーキーを正規労働者として雇い入れ、当該正規労働者の雇用が1年を経過したものの又は雇用開始から11月を経過し、かつ、1年以上の雇用が見込まれる雇用を行う事業主 (2) 高卒ルーキーを非正規労働者として雇い入れ、雇用後3年未満に当該高卒ルーキーを正規労働者として雇用している場合において、非正規労働者と正規労働者の雇用期間の合計が1年を経過したものの、又は雇用開始から11月を経過し、かつ、1年以上の雇用が見込まれる雇用を行う事業主	
要件	高卒ルーキーは、対象年度の4月から当該年度の3月まで本市に住所を有する者とする	
補助内容	高卒ルーキー1人につき20万円	
申請期限	令和4年3月15日	



奄美市働きやすい職場づくり応援助成金		奄美市
概要	職場環境改善の促進を図るため、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善及び女性・若手・高齢者・障害者等の活躍促進等の職場環境整備に要する経費の一部を助成	
対象者	(1) 奄美市内に本社を有する法人又は奄美市内に事業所を有する個人事業主で、奄美市働きやすい職場環境づくり取組内容確認票に定める認定基準を満たす者 (2) 市税その他奄美市に納付すべき債務を滞納していない者	
対象経費	対象年度の職場環境整備に係る経費とし、次の各号に掲げるものとする。 (1) 労務管理担当者に対する研修経費 (2) 労働者に対する研修、周知及び啓発に関する経費 (3) 社会保険労務士、中小企業診断士その他の外部専門家によるコンサルティング経費 (4) 人材確保に向けた取組に関する経費 (5) 労務管理用ソフトウェアの導入及び更新に関する経費 (6) テレワーク通信機器の導入及び更新に関する経費 (7) 労働能率の増進に資する設備、機器等の導入及び更新に関する経費 (8) バリアフリー、職場環境及び福利厚生施設の整備に関する経費 (9) 分煙設備その他これらに類する設備の導入に関する経費 (10) その他市長が必要と認める経費 上記の助成対象経費を合算した額の3分の2以内（20万円を限度）	
補助率及び補助上限額	補助率：助成対象経費を合算した額の3分の2以内 補助上限：20万円 ※助成金の対象となる年度は、助成金を初めて申請する年度を含め3年間 ※年度ごとに申請が必要	

【お問合せ】 奄美市商工観光情報部商工政策課 TEL:0997-52-1111

南九州市

Check!	南九州市がんばる中小企業支援補助金（公募型）	南九州市
概要	新型コロナウイルス感染症拡大に対応する新たな設備投資等を行い、今後の事業発展に取り組む事業者を支援	
対象者	以下のいずれかに該当する者 (1) 南九州市内に事業所がある中小企業者又はその者で構成する団体であること (2) 南九州市内に住民票がある個人事業主であること	
補助対象事業	補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」）は、以下のいずれかに該当するもの (1) 非接触型ビジネスモデル設備投資事業 (2) 新規製品開発製造事業（一次産品を除く）	
補助対象経費	(1) 非接触型ビジネスモデル設備投資事業 設備導入費、システム開発導入費、営業活動費、コンサルタント料 (2) 新規製品開発製造事業（一次産品を除く） 設備導入費、システム開発導入費、研究開発費、営業活動費、コンサルタント料 ※詳細はホームページをご確認ください	
補助率及び補助上限額	(1) 非接触型ビジネスモデル設備投資事業 補助率：補助対象経費の2/3 補助上限額：100万円 (2) 新規製品開発製造事業（一次産品を除く） 補助率：補助対象経費の1/2 補助上限額：100万円 ※1事業者につき1回限り	

Check! 「あなたの取組を応援します！」 サポート補助金

南九州市

概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた行動自粛等の影響を受けた中小企業者等の経営の維持や継続のための新たな取組みやマーケティング活動を実施する事業者等に対し「あなたの取組を応援します！」サポート補助金を交付
対象者	対象者は次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業者又はその者で構成する団体であること (2) 市内に住民票がある個人事業主であること (3) 事業者又は代表者に市税等の滞納がない者。ただし、新型コロナウイルスの感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている市税等については、この限りではない
補助対象事業	補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当するもの (1) 市内の事業所において新たに実施する販路拡大、顧客獲得に資する事業 (2) 市内外で行う販路拡大、顧客獲得に資するマーケティング事業 (3) 事業継承のための後継者対策事業
補助対象経費	(1) 需用費 ① 消耗品費…新規事業開設、マーケティング活動に係る事務用品、消耗品等 ② 印刷製本費…新規事業開設、マーケティング活動に係る会議資料・ポスター・チラシ等の印刷製本に係る経費（チラシ打ちは新たな事業の宣伝広告にのみ適用されます） ③ 材料費…新規事業用改装、マーケティング活動会場設置等の材料費等（リサイクル品は対象外とする） ④ 荷造運搬費…新規事業開設、マーケティング活動に係る送料等 (2) 役務費 ① 広告宣伝費…新規事業開設、マーケティング活動のための広告宣伝に係る経費 ② 手数料…新規事業開設、マーケティング活動に係る口座振込手数料、保健所等への届出に係る手数料等 ③ 損害保険料…マーケティング活動に係る損害保険料等 (3) 工事請負費…新規事業開設、マーケティング活動に係る工事請負費（3者以上の見積もりを徴すること） (4) 委託料…新規事業開設、マーケティング活動に係る委託料 (5) 備品購入費…新規事業開設、マーケティング活動に係る備品購入費（その後も継続して事業用に供すること） ※ただし、次のいずれかに該当するものは補助対象外 ・メニュー作成に係る経費 ・既存事業と新規事業の区別ができない経費 ・その他新型コロナウイルス感染症による影響と関係が無いと認められる経費
補助率及び補助上限額	(1) 小規模事業者 補助率：補助対象経費を合算した経費の4/5以内 補助上限：10万円 (2) 団体 補助率：補助対象経費を合算した経費の3/4以内 補助上限：20万円 ※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切捨て

空き店舗等活用事業補助金

南九州市

概要	商工業の育成及び振興を図ることを目的に商店街の活性化に寄与する事業に要する経費に対して補助金を交付
対象地域	(1) 市内の商店街又は通り会 (2) その他市長が必要と認める地域
対象者	(1) 商業団体等の会員 (2) 南九州市商工会員（加入見込者含む）
要件	原則3年以上継続の見込みがあるもの 市税等の滞納がないこと
補助対象	店舗の改装費 ※住宅部分や備品は含まれない
補助率及び補助上限額	(1) 空き店舗等改装費 補助率：対象経費の1/2以内 補助上限：50万円（1回限り） (2) 空き店舗の家賃等（来客用駐車場用地含み敷金・礼金除く） 補助率：対象経費の1/2以内 補助上限：上限月額3万円（12月以内）



Check! 南九州市雇用継続支援金

南九州市

概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するために、国の「雇用調整助成金」及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給を受けた南九州市内の中小企業者が、雇用の継続に要する経費に対し、予算の範囲内において南九州市雇用継続支援金を交付
対象者	以下のいずれにも該当する者 (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって市内に事業所を有している者又は市内に住所を有している個人事業主及びその者で構成する団体 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む。）により、令和2年4月1日から令和3年4月30日までの期間に実施した休業にかかる雇用調整助成金等の支給決定を受けた者
支援対象経費	南九州市内の事業所に勤務する従業員へ支払う給与又は賃金
支援金の額	・ 支援金の額は、南九州市内の事業所において、雇用調整助成金等の支給決定額の15パーセント以内とし、1事業者への支給金の額は、20万円を限度とする ※1,000円未満切り捨て ・ 南九州市外に本社等がある市内の事業所における従業員の休業等を含めて雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合又は南九州市内にある本社等が南九州市外の事業所における従業員の休業等を含めて雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合は、算出した額を全従業員数に対する南九州市内事業所の従業員数の割合で案分するものとする
申請受付期間	令和3年9月30日

Check! 南九州市事業維持支援金

南九州市

概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた長期にわたる行動自粛等により、売上が減少した市内商工林水産業者に対し、事業維持のため予算の範囲内において支援金を交付
対象者	令和3年3月から4月までの間、2箇月の合計の売上が前年又は前々年と比較し、50パーセント以上減少し、かつ、支援金受領後も企業活動を継続する意欲があり、以下のいずれかに該当する者 (1) 南九州市内に事業所がある中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項に規定する中小企業者及びその者で構成する団体（農畜産業者を除く） 例：商店、個人事業主、企業 など (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における大分類B漁業に該当する市内の事業所又は漁業協同組合正組合員であり、主たる収入が漁業である個人経営の漁業者又は大分類A農業、林業のうち中分類02林業に該当する市内の事業所又は主たる収入が林業である個人事業主 (3) 前2号に規定する者のほか、市長が特に必要と認める者
助成対象経費	人件費、家賃、光熱水費、仕入れにかかる費用その他企業活動の維持に要する費用
助成金の額	(1) 個人事業主 売上減少額の1/2又は100,000円のいずれか低い額 (2) 法人 売上減少額の1/2又は200,000円のいずれか低い額 ※支援金の額に1,000円未満切り捨て
申請受付期間	令和3年7月30日 ※原則郵送

商店街共同施設整備事業補助金

南九州市

概要	商工業の育成及び振興を図ることを目的に商業団体等及び事業主が行う商店街の活性化に寄与する事業に要する経費に対して補助金を交付 共同施設とは以下の各号の施設 (1) 商店街街路灯（照明器具の取替含む） (2) イベントスペース (3) 駐車場 (4) 休憩所 (5) 市長が特に必要と認める施設
対象者	共同施設を整備し、維持する商業団体等
補助率及び補助上限額	補助率：対象経費の1/2以内 補助上限：上限1,000万円

【お問合せ】 南九州市商工観光課商工水産係 TEL:0993-83-2511

伊佐市

Check! 伊佐市事業継続緊急支援補助金 伊佐市

概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内の飲食店等を緊急的に支援
対象業種	飲食サービス業、宿泊業、カラオケボックス、タクシー業、運転代行業、飲食サービス業に食品を直接納入する小売業（酒屋等）
申請対象要件	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年12月から令和3年2月までの間の任意の1月の売上げが、前年同月に比して20%以上減少しているもの ※「鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業」と重複申請も可
補助金額	最大10万円 ※減少額が10万円未満の場合は、その差額から千円未満を切り捨てて支給
申請期限	令和3年6月30日まで

伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金 伊佐市

概要	伊佐市の地域産業の振興及び日常生活支援機能の確保を図るため、地域の6次産業化又は集落再生・活性化若しくは市街地活性化に寄与すると認められる事業として起業又は、空き店舗を活用して事業する者に対し補助
対象者	伊佐市内で起業するものであって、以下のいずれにも該当するもの (1) 伊佐市内に住所を有し、居住する者（補助金額の確定までに転入し、居住する者を含む。）又は市内に事業所を有する法人の代表者 (2) 市区町村税の滞納がない者 (3) フランチャイズチェーン等に加盟していない者 (4) 補助金の交付を受けた後、3月以内に認定事業を開始できる見込みのある者 (5) 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者 (6) 認定事業に必要な許認可等を取得している者又は認定事業の開始までに取得する見込みのある者 (7) 認定事業を通じて公序良俗に反する行為、政治的活動又は宗教的活動に関する行為を行わない者 (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員と密接な関係がない者 (9) 空き店舗を活用して事業を行う場合は、空き店舗所有者と同一世帯若しくは生計を一にする者でない者又は空き店舗所有者の配偶者若しくは二親等以内の血族及び姻族でない者でかつ市内で営業している店舗から空き店舗へ移転することにより、移転前の店舗を空き店舗としない者 (10) 過去にこの要綱による補助を受けていない者
補助対象経費	施設整備費及び設備導入費
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：100万円 ※1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て ※条件により加算措置あり

【お問合せ】 伊佐市企画政策課産業政策係 TEL:0995-23-1311



始良市

空き店舗等活用事業補助金

始良市

概要	空き店舗等の解消と地域経済の活性化を目的として、空き店舗や空き家を賃借し、店舗利用や集客に役立つ施設などを開設する事業者に賃借料の一部を補助
対象店舗	小売店、飲食店、理容店、美容店、事務所など
対象要件	都市計画用途区域の商業地域、近隣商業地域、蒲生地区の中央A、中央Bや八幡地区の前郷川北地域に所在する空き店舗を活用すること。これら以外の地域（中山間地域を除く）では、事業を始めた空き店舗の半径100m以内に、開業希望の空き店舗を含む3店舗以上が集合していること (1) 空き店舗が3ヶ月以上利用されていないこと (2) 1日3時間以上、かつ、週5日以上営業し、直接お客さんが店舗に来るもの (3) 補助金申請者が直接、事業または営業に携わるもの (4) 空き店舗の借上げに係る契約期間が1年以上あるもの (5) 市内の他の店舗からの移転ではないこと (6) 過去に当補助金の交付を受けていないもの (7) 始良市商工会に加入し、活動に参加すること ※対象地域限定（詳細は始良市ホームページを確認してください）
補助率及び補助上限額等	月々の店舗家賃の3分の2以内（月額8万円が上限）もしくは2分の1以内（月額6万円が上限） ※補助対象地域によって補助率及び補助上限額は異なる ※1,000円未満の端数は切り捨て

【お問合せ】 始良市企画部商工観光課企業商工係 TEL: 0995-66-3145

さつま町

商工業新規参入者支援補助金

さつま町

概要	さつま町における商工業従事者の高齢化や商工業を取り巻く環境の変化に伴い、将来の商工業従事者の確保が重要となっているため、商工業への新規参入の促進を図り、さつま町の商工業の発展に寄与する
補助金交付の要件	(1) 就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること (2) 認定申請時まで年齢が65歳未満であること (3) 商工会員で町内に住所及び事業所（町外資本企業及び共同仕入等ではないフランチャイズチェーン店は除く）を有する者であること (4) 特定商取引法に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業ではないこと (5) 原則として営業を行う日数が週5日以上である者 (6) 補助金交付開始月から3年以上営業を継続して行う見込みがある者 (7) 税務署に開業届又は法人設立届出書を提出した者であること (8) 就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること ア．両親 イ．就労している者（ただし、共同経営者及び従業員は除く） ウ．町長が認める町外在住者 (9) 町商工会から経営指導及び意見書の交付を受けた者 (10) 町商工会主催の創業セミナーを受講している者又は受講する見込みである者 (11) 過去に同様の補助金の交付を受けたことがなく他の優遇措置を受けていないこと
補助金の額	月額5万円を12ヶ月の間、月単位で支給

小売業等店舗整備支援事業補助		さつま町
補助対象事業	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与	
対象者	(1) 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人の方 (2) 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する方 (3) 補助対象業種を3年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む方 (4) 町税等を完納している方 (5) 過去に本補助金を受給した方については、前回から5年以上経過をした方	
補助対象業種	補助対象となる店舗の業種は、小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等	
補助率及び補助上限額等	事業費の20万円超過分の30パーセント以内で、限度額は50万円	

空き店舗対策事業補助金		さつま町
概要	さつま町における空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化や地域に密着した街づくりに資するため、さつま町内の空き店舗（さつま町空き家バンク登録物件）を活用し、新たに商業を営もうとする方や規模拡大等を図ろうとする中小企業者の方に対し家賃の一部を補助	
対象者	空き店舗を賃借して出店する個人又は法人であって次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) さつま町の空き店舗（さつま町空き家バンク登録物件）に入居し、1年以上の賃貸借契約を締結すること (2) 空き店舗の利用に当たっては、小売業、飲食業、サービス業、その他のこれらに類する事業、その他町長が認める事業を営む方。ただし、事務所としての使用、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業は除く (3) チェーン展開で事業を行うものでないこと (4) さつま町商工会に入会していること (5) 町税等の滞納がないこと (6) 空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしない方であること (7) この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと	
補助対象経費	補助の対象となる経費は、敷金、礼金、駐車場代、共益費及び仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用及び消費税を除く賃借店舗の月額家賃 ※国又は県等の家賃補助を受けている場合は対象とならない	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：月額3万円を限度 ※1,000円未満の端数は切り捨てた額 ※補助金の交付対象となる期間は開業の日の属する月から起算して12ヶ月を限度	

旅館業等施設整備事業費補助		さつま町
概要	さつま町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与	
補助対象事業	(1) 補助対象事業は、旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く。）の整備 (2) 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しない	
対象者	(1) 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者 (2) 町税等を完納している者 (3) 過去に本補助金を受けた者については、5年以上経過した者 (4) 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に(1)に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする	
補助率及び補助上限額等	当該事業費の20万円超過分の30パーセント以内で、限度額は100万円 ※該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は交付しない	

【お問合せ】 さつま町商工観光PR課商工振興係 TEL:0996-53-1111



Check! さつま町事業継続緊急支援金給付事業

さつま町

概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を受け、令和2年12月から令和3年2月までの間、ひと月の事業収入が令和元年又は令和2年の同月比で10%以上減少した商工業を営む中小法人等や個人事業者が事業の継続を図れるよう、上限額10万円の支援金を給付 ※ただし、令和3年2月26日から3月31日までの申請期間で実施された鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業の給付を受けておらず、今後も給付を受けないこと。
対象者	(1) 法人 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社など ※農業法人、NPO法人、医療法人等は本給付金制度の対象とならない (2) 個人 下記のような商工業を営むもの。※これ以外にも商工業を営む方が広く対象 ・飲食業、小売業、その他サービス業、宿泊業、製造業、建設業、卸売業、不動産業など
要件	(1) 鹿児島県が実施した鹿児島県事業継続緊急支援金の受給をうけておらず、今後も受給を受けないこと (2) 個人事業者 申請日時点において、さつま町内に主たる事業所を有する又は納税地をさつま町内としている商工業を営んでいる者 (3) 中小法人等 申請日時点において、さつま町内に本店（登記簿上の記載）を有している次の要件を満たす商工業を営む中小企業等 ア：資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること イ：資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること (4) 令和2年12月から令和3年2月までの期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和元年又は令和2年の同月比で事業収入が10%以上減少した月があること (5) 令和2年11月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること (6) 性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者、政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと (7) 町税等を全て完納していること
助成金額	上限100,000円：1回のみ ※給付額は上限額を超えない範囲で、前年の年間事業収入から対象月の事業収入×12を差し引いた額 ※1,000円未満の額は切り捨て
申請期限	令和3年6月30日

【お問合せ】 さつま町ふるさと振興課企業誘致係 TEL:0996-53-1111

肝付町

肝付町六次産業化及び農商工連携新商品等開発事業補助金

肝付町

概要	肝付町における六次産業化又は農商工連携による新商品等開発を推進し、農林水産業者及び中小企業等の所得向上、農林水産資源の高付加価値化、地域の活性化に寄与するための補助金の交付
対象者	肝付町内に在住する農林水産業者または中小企業等 ※町税を完納されている方
補助対象事業	(1) 肝付町の農林水産物や地域資源を活用し、六次産業化または農商工連携によって実施する新商品等の開発に関する事業 (2) 農林水産業者及び中小企業等が海外への販路拡大を図るため、農林水産物等の輸出のための販売促進等に取り組む事業
補助対象経費	新商品開発及び輸出版売促進等に必要な経費（原材料費、消耗品費、機械購入費、外注費など）
補助上限額	1事業あたり上限20万円 ※交付は1事業者につき年1回
申請期限	令和3年6月30日

【お問合せ】 肝付町産業創出課 TEL: 0994-67-4531

小規模事業者組合の皆様へ 補助金の活用による 組合員取引力強化策

新型コロナウイルスの感染拡大が経済に深刻な打撃を与え、事業者は取引先・顧客からの受注減少等によって売上高が減少する一方で営業活動の縮小を余儀なくされているなど、厳しい経営環境に立たされています。

特集2では本会が実施する『取引力強化推進事業』を活用して取引力の強化に取り組んだ事例等をご紹介します。

取引力強化推進事業とは

中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う、先進的または波及効果・横展開が期待できる事業に対して支援するものです。

具体的には、以下のような取り組みが対象となります。

●共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等

●受注促進

共同受注の促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等

●ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成

●取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するための取り組み

●その他

上記の他、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための取り組み

なお、組合の種類によって要件が異なる場合がありますが、事業協同組合においては、組合員の半数以上が小規模事業者*であることが要件のひとつとなっています。

本事業を活用して、例年複数の組合が組合員の取引力強化に取り組んでいます。

※常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の法人及び個人



補助対象者

本事業の補助対象となる組合等は、以下の要件を備えているものとします。

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合。
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあつては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であつて構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

補助対象組合の要件

- (1) 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。
- (2) 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。
- (3) 本年度、本事業と同様の内容の事業について、国から助成を得ていないこと。
- (4) 組合等の財政が健全であること。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項に違反していないこと。
- (6) 補助対象者で定める組合等のうち、(5)で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに(6)で定める一般社団法人については、令和3年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

補助金額・補助率及び対象経費

- (1) 補助金額・補助率
1件当たりの補助金額は50万円（税抜）を上限（下限額は10万円（税抜））とし、補助対象経費総額（税抜）の2/3を助成します。
- (2) 補助対象経費
謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費
※補助金については、事業終了後提出された実績報告書に基づいて確定した金額を支払うこととしますが、実施組合の要望がある場合は、補助金交付決定額のうち使用した金額の一部について概算払いをすることができます。

補助事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から令和4年2月1日まで

現在2次公募受付中（締切：7月30日）です。詳しくは鹿児島県中央会ホームページをご覧ください。

過去の取引力強化事業活用事例ご紹介

令和2年度

共同事業活性化

受注促進

鹿児島市管工事協同組合

取り組んだテーマ 組合ホームページのリニューアル事業

組合のホームページをリニューアルし、組合の概要や活動内容、組合員の紹介や施工実績など、組合及び組合員の情報を幅広く掲載することで、業界組織としての活動状況を発注者や官公庁、建設同業他社（元請業者）をはじめ、広く一般にPRすることで、共同事業の活性化並びに組合員の受注機会増大、将来の担い手確保などを図る。

業界・組合等の課題及び事業の必要性

組合は、昭和29年に設立され、市民のライフラインを支えてきたが、異業種や関連業種からの参入による競争激化や、従業員の高齢化や技術者不足等、近年の業界を取り巻く環境は厳しい。このような中、今後、組合員が地域に根差した事業者として存続・発展していくためには、引き続き組合事業を通じて経営の合理化・近代化を図るとともに、社会的な責任や使命を果たすことで企業価値を高め、その取り組みを積極的にPRしていくことが不可欠である。

今般、組合の活動状況や組合員の事業活動・施工実績といった情報を幅広く周知することで、組合及び組合員の情報発信力を強化するとともに、新たな受注機会を確保することで組合員の受注促進・売上増強を図ることを目的に組合ホームページをリニューアルした。

期待される成果等

①組合員において期待される成果

業界が担う役割や組合員の活動等を広くPRすることで、新たな受注機会の確保や新規及び中途採用等業界の人材確保が見込まれる。

②組合において期待される成果

組合員に新たな受注機会や人材確保が推進されることにより、組合の活性化及び組合員の増強が見込まれる。



リニューアルしたホームページ



管工事・水道に関する紹介

<組合概要>

主な事業	上下水道工事の共同受注及び斡旋など		
組合員資格事業	鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者、排水設備工事事業者		
設立年月日	昭和29年5月	組合員数	72人
ホームページ	https://www.kagoshima-kankouji.or.jp/		



令和元年度

共同事業活性化

受注促進

鹿児島県室内装飾事業協同組合

取り組んだテーマ **パンフレット作成事業**

組合の概要や沿革、組合員企業の事業活動及び店舗情報等を記載したパンフレットを作成し、業界組織としての活動状況を広くPRすることで、組合員の増強並びに受注促進を図った。

業界・組合等の課題及び事業の必要性

少子高齢化による人口構造の変化、住宅の長寿命化などの影響により、国内の新設住宅着工戸数は減少傾向にある。

一方で、空き家に関しては増加傾向にあり、売却用・賃貸用空き家の増加により住宅リフォーム需要は拡大が見込まれている。このように市場拡大が期待される中、組合員は員外他社と明確な差別化を行い、受注に繋げる営業力の強化が欠かせない。

また、組合としても独自の価値を提供していくことが今後必要となってくるため、組合活動及び組合員企業の情報発信を目的としたパンフレット作成に取り組み、共同事業の活性化並びに組合員の取引量強化に繋げていく。

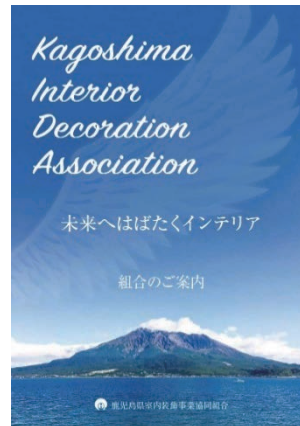
期待される成果等

①組合員において期待される成果

組合の概要や沿革、組合員企業の事業活動及び店舗情報等を記載したパンフレットを作成し、業界組織としての活動状況を広くPRすることで、組合員の受注促進が図られる。

②組合において期待される成果

組合員の増強により、室内装飾品等の共同購買・共同受注事業の活性化が期待される。



作成したパンフレット

<組合概要>

主な事業	室内装飾品等の共同購買、共同受注、防災ラベルの発行他		
組合員資格事業	室内装飾用資材及び製品の販売・加工業、室内装飾工事業		
設立年月日	昭和44年10月	組合員数	63人

令和2年度

共同事業活性化

受注促進

鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合

取り組んだテーマ 組合ホームページ新規作成事業

組合のホームページを新規に作成し、組合の取り組んでいる事業の案内、組合員の店舗の紹介及び旬の食材の紹介等、情報発信力を強化することにより、組合員店舗での購入を促進する。また、組合では鹿児島市中央卸売市場青果市場内に店舗を設け食料品部として食料品を販売しており、現在の顧客は市場関係者が中心であるが、組合のホームページで食料品部の紹介を行うことで一般消費者も購入できる旨の情報発信を行い、売上向上を図る。

業界・組合等の課題及び事業の必要性

組合では、鹿児島市中央卸売市場青果市場にて組合員の取扱品の買受代金の代払業務や共同仕入等を行っている。

組合員においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、観光・外食産業を中心とした取引先の売上が減少しており、厳しい経営を強いられている。

組合ホームページを設置することで、組合員事業所の周知を行い既存取引先だけでなく、一般消費者にも広く情報発信する。また、本組合が運営する食料品部の周知により販売拡大を行う。

本事業により、組合・組合員は新型コロナウイルスによる苦境を乗り越え、組合の共同事業の取扱高増加を目指していく。

期待される成果等

①組合員において期待される成果

組合のホームページにて組合員店舗の紹介や旬の食材等の案内を行うことにより売上の増加が期待できる。

②組合において期待される成果

組合員店舗の売上増加に伴い、組合の共同事業の取扱高増加が期待できる。また、組合で運営する食料品部門をPRすることにより、一般消費者の購入増が期待できる。



新規作成したホームページ



食料品部ご紹介

食料品部の紹介

<組合概要>

主な事業	組合員の取扱品の買受代金の代払い業務、組合員の取扱品の共同仕入		
組合員資格事業	鹿児島市中央卸売市場青果部売買取参加者		
設立年月日	昭和45年7月	組合員数	78人
ホームページ	https://kagoshimaseishoku.com/		



平成30年度

受注促進

かのや緑化協同組合

取り組んだテーマ **パンフレット作成事業**

共同受注事業の一例として、組合が県から指定管理者を受けている「照葉樹の森」の概要等を分かりやすく掲載した**パンフレット**を作成し、**組合の技術力の高さを発信**することで、受注拡大を図った。

業界・組合等の課題及び事業の必要性

組合では、造園工事の技術・技法を積極的に活用する目的で、鹿児島県や鹿屋市が発注する公園の管理業務を共同受注している。さらに、鹿児島独特の自然を活かした緑の尊さを発信していくためには、当組合が管理する現場に直接足を運んでいただき、実感していただくことが重要である。

そこで、鹿児島独特の自然を活かした**緑の尊さを発信**していくために、当組合が管理している現場の一つである「**鹿児島県 照葉樹の森**」を紹介し、さらに多くの方々に**造園工事の技法や緑を活かした環境づくり**を知っていただくことを目的に**パンフレット**を作成することで、事業の周知を図ることとした。

期待される成果等

①組合員において期待される成果

パンフレットを作成し、施設の概要や管理状況、造園工事の取り組みや魅力等を広くPRすることで、組合の受注拡大に伴い、組合員の売上増加につながるものと期待される。

②組合において期待される成果

施設の管理状況等をパンフレットで広くPRすることで、対外的な信用度が高まり、新たな受注機会の確保につながるものと期待される。



作成したパンフレット

<組合概要>

主な事業	造園工事の共同受注、資材・苗木の共同購買、緑化樹の共同販売		
組合員資格事業	緑化樹の生産又は造園工事を行う事業者		
設立年月日	平成15年5月	組合員数	8人

令和2年度

共同事業活性化

受注促進

ヒューマンクリエイトアジア協同組合

取り組んだテーマ 組合ホームページ新規制作

組合概要や共同事業の内容、組合員の事業活動・施工実績などを掲載したホームページを制作し、業界組織としての活動状況を発注者や建設同業他社（元請業者）をはじめ、広く一般にアピールすることで、共同事業の活性化並びに組合員の受注機会増大、将来の担い手確保などを図る。

業界・組合等の課題及び事業の必要性

組合は、グループ4社により、平成30年12月に設立した。昨今の建設業界は、資材価格の高騰や人材不足等、厳しい経営環境に置かれており、これまで以上に事業水準を維持しなければ存続そのものが問われる時代となっている。今後、組合員が地域に根差した事業者として存続していくためには、組合活動を通して経営合理化を図るとともに社会的な責任や使命を果たしていき、業界組織としての活動状況を広くPRしていく必要がある。

そこで、組合ホームページを制作し、組合の活動状況や組合員の事業活動・施工実績といった情報を広く周知することで、共同事業の活性化並びに組合員の取引量強化に資する。

期待される成果等

①組合員において期待される成果

建設産業の果たすべき役割や重要性を広くアピールすることで、受注機会の増大をはじめ、若手入職者の促進・将来の担い手確保が期待できる。

②組合において期待される成果

共同事業の活性化並びに組合員の増強が期待できる。
※毎年2%増の共同事業収入を目標



新規作成したホームページ

当組合でサポートする内容

当組合では、「外国人技能実習制度」を導入される実習実施者（企業）の皆様が、スムーズな活動・管理をできるようサポートいたします。

1. 受入れに関する相談業務
2. 受入れ準備・実習・帰国等の申請、報告、サポート業務
3. 現地（送出国）での案内及び通訳の同行サービス
4. 現地（送出国）での選考会設営
5. 導入後の企業定期巡回サービス
6. 通訳派遣（研修生・実習生の心のケア）
7. 文化交流業務
8. 緊急巡回サービス（トラブル・怪我・病気・事故等）

組合のサポート内容の紹介

<組合概要>

主な事業	組合員の取り扱う資材の共同購買、外国人技能実習生共同受入事業		
組合員資格事業	一般土木建築工事業、土木工事業		
設立年月日	平成30年12月	組合員数	8人
ホームページ	https://humancreate.asia/		



令和2年度

共同事業活性化

大崎町ふるさと特産品振興事業協同組合

取り組んだテーマ モール型サイト構築事業

モール型サイトを構築し、組合員の取り扱う農水産物・加工品等をインターネット上でPR・販売するほか、生産現場の生の声を伝えるなど差別化を図り、共同販売事業の活性化並びに組合員の取引量強化につなげる。

業界・組合等の課題及び事業の必要性

組合は、町内事業者の組織化により、意見・情報の交換を行いながら地域振興への寄与を図るとともに、農水産物・加工品等の共同販売や教育情報事業を実施し、組合員の経済的地位や資質向上を図ることを目的として設立した。

イベント等での販売を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、出展予定のイベントが相次いで中止されるなど対面型での販売が困難となっている。そこで、組合でモール型サイトを構築し、組合員の取り扱う農水産物・加工品等をインターネット上でPR販売することで、共同販売事業の活性化並びに組合員の取引量強化を図る。

期待される成果等

①組合員において期待される成果

組合事業が活性化されることで、売上高増加や取引量強化が期待できる。

②組合において期待される成果

組合員の取り扱う農水産物・加工品等をインターネット上で広くPR・販売することで、共同販売事業収入の増加、組合活性化が期待できる。



新規作成したモール型ショッピングサイト



生産者の紹介

<組合概要>

主な事業	組合員の取り扱う農水産物・加工品等の共同販売		
組合員資格事業	耕種農業、内水面養殖業、パン・菓子製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、飼料・有機質肥料製造業、木製品製造業、水産物卸売業、野菜果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、食堂・レストラン など		
設立年月日	令和元年 8月	組合員数	30人
ホームページ	https://www.yuimall.com/		

令和3年度 諸制度改正に伴う専門家 派遣等事業について

専門家派遣等事業とは、諸制度改正等に関連した消費税転嫁対策、働き方改革への対応や新型コロナウイルス感染症により影響を受ける組合等への経営改善等の支援を行うなど、講習会の開催や税理士・社会保険労務士等の専門家の派遣を行う事業です。

対象は、中小企業組合等が原則となっていますが、組合員企業への個別支援も対象となります。

専門家派遣に係る費用は基本的に**無料**です。専門家によってはリモートによる相談も受け付けています。

対 象 者	中小企業協同組合等、組合員企業
事 業 実 施 期 間	令和3年4月上旬～令和4年1月31日（月）まで
補 助 対 象 経 費	概ね1つの組合等へ専門家を派遣する場合の実施費用 （謝金）専門家謝金 （旅費）専門家旅費 （借料）専門家派遣に係る会場等借上料 （通信運搬費）専門家派遣の案内等に係る送料 （印刷費）専門家派遣に直接必要な資料の印刷費、コピー代

令和2年度の専門家派遣等事業活用例

事例① A事業協同組合

【派遣の経緯】

消費税の基本的な仕組みや考え方、令和5年10月に始まるインボイス制度導入にあたり、事業者が準備すべき内容等について**税理士**に見解を伺うこととした。

【専門家の意見】

適格請求書等保存方式（インボイス方式）では、区分記載請求書等に代えて、適格請求書等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となる。適格請求書を交付するには、適格請求書発行事業者になる必要があり、そのためには適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を受けなければならない。また、免税事業者においては消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となる必要がある。最終的には、事業者自身が課税事業者になるメリット・デメリットを考慮し、選択することが重要である。



諸制度改正や新制度導入についての疑問や問い合わせは、専門家に相談することが解決への近道です！



事例② B事業協同組合

【派遣の経緯】

組合の事業拡大により事務職員、技術職員ともに大幅に増員している。職員が10名を超えたことで、就業規則を労働基準監督署に提出しなければならないが、就業規則は30年程前に制定して以来、改定を行っておらず実情と合っていない部分があった。さらに、既に施行されている働き方改革関連法にも対応しなければならなかったため、**社会保険労務士**に見解を伺うこととした。

【専門家の意見】

現在の就業規則は主に事務職を対象に作成されていたものであり、技術職の職員と実情にそぐわない点がある。常時10人以上の労働者を使用する使用者の就業規則には、「始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに交代制の場合には就業時転換に関する事項」「賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項」「退職に関する事項（解雇の事由を含む。）」等の絶対的の必要記載事項や、「退職手当に関する事項」「臨時の賃金（賞与）、最低賃金額に関する事項」「安全衛生に関する事項」「災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項」等の相対的の必要記載事項がある。これらを踏まえて、実情の働き方に合わせて見直す必要がある。また、事務職員と技術職員に分けて就業規則を作成した方がよい。

残業については、月平均は10時間程度であるが、繁忙期には45時間を超えている月がある。36協定において特別条項を追加する必要があるが、現在36協定を締結していないため、早急に締結し、その後就業規則を整備すること。

専門家派遣が有効と考えられるケース

法律などの改正等で組合や中小企業に生じる課題には、専門家に相談して適正な対応を行うことが有効です。以下に、有効と考えられる専門家と課題について例示します。

【専門家】

- 弁護士 ●税理士 ●中小企業診断士 ●社会保険労務士 ●IT専門家 など

【課題】

- 民法改正に従って、各種契約書、保証書等を見直したい。
- 新型コロナウイルスの影響で減少した売上を回復させるための経営計画を立てたい。
- 災害対策のための『事業継続計画（BCP）』を策定したい。
- 同一労働同一賃金に対応したい。
- 個人情報保護等の情報セキュリティを強化したい。 など

まずは、**中央会担当指導員**にご相談ください！





企業主導型保育事業で 子育て世代の人材確保を図る



組合事務局 中野介靖さん 園長 安楽卓子さん

マルイ事業協同組合

マルイ事業協同組合は、小さいお子さんを育てる親の職場復帰・新規雇用を支援するため、内閣府「企業主導型保育事業」を活用し、令和元年5月に「マルイひよひよ保育園」を開園されました。

開園の目的、その効果等について、計画から開園・運営まで携わっている事務局 中野介靖さん、園長 安楽卓子さんにお話を伺いました。

■組合の概要

マルイ事業協同組合は、平成3年にマルイ農協グループの企業を組合員として設立しました。現在は、外国人技能実習生の共同受入事業として、現在約190名の外国人技能実習生の受入を行っており、令和元年5月に、子育て世代の職場復帰や新規雇用を目的として、企業主導型保育事業「マルイひよひよ保育園」を開園しました。



内閣府「企業主導型保育事業」とは、待機児童を減らし、子どもをもつ親の仕事と子育てを両立する目的で平成28年度に制度化されました。文字どおり企業が自ら事業所内保育施設を設置し、その整備費や運営費を国が補助するものです。児童福祉法上では「認可外保育施設」となりますが、認可施設と同程度の助成を受けることができます。事業協同組合のように複数の企業が共同で企業主導型保育施設を設置することも可能であり、全国では団地組合などで設置している事例があります。

■ 保育園開園に向けた取組

出水市等の地方都市でも、少子高齢化による人手不足は深刻な状況に陥っています。

当組合の組合員企業でも同様で、人手不足解消の糸口を探していたところ、平成28年に企業主導型保育事業が制度化されるという話を耳にしました。

調査を進めていくうえで、出水市も待機児童が多く、働きたくても働けない方が多くいらっしゃるということがわかりました。

これを解決すると同時に、子育て世代の職場復帰や新規雇用に結び付けることができると考え、組合が企業主導型の保育園を設置することになりました。

さらに、企業主導型保育園には「地域枠」という、近隣にお住いの方の受入枠があります。組合員企業の従業員だけでなく、出水市の待機児童を少しでも解消し、地域貢献に繋がりたいという組合役員の強い思いもありました。

知識や経験が乏しい中でのスタートでしたが、マルイ農協グループで幅広い事業を行っていることが功を奏し、新しい保育事業を始める際も、すんなりと受け入れていただいたと感じています。

また、出水市役所こども課に何度も相談し、建設要件確認や申請書の書き方等の指導を受け、平成31年3月にはれて企業主導型保育事業助成金（整備費）が承認されました。

その後、組合員企業の敷地内に保育施設を建設し、保護者説明会を行い、令和元年5月に「マルイぴよぴよ保育園」の開園に至りました。



保育士のみなさん

■ 運営方針

「マルイぴよぴよ保育園」の定員は19名ですが、現在、生後6か月以降の0歳児から2歳児までの13名をお預かりしています。定員まで余裕がありますが、育児休業中の方が年度内に職場復帰するための予約枠があり、定員はほぼいっぱい状況です。

グループの従業員数が数千人いるなかで、定員が19名と聞くとすごく少なく感じるかもしれませんが、しかし、高齢な従業員も多く、子育て世代が職場復帰・新規雇用できることで従業員の若

組合インタビュー

返りも図ることができることが大きな成果と考えています。

また、園の運営はその道のプロである株式会社日本デイケアセンターへ業務委託を行っており、保育園スタッフは全員地元採用という点においても新規雇用の創出につながっています。

保育方針として「こどもの目線に立ち、こどもの安心と安全を基本にひとりひとりの人格を尊び守り育てます」を掲げています。

保育士数は国の基準よりも余裕のある配置をしており、子どもたちにしっかりと目が届く「丁寧な保育」を心掛け、晴れた日には近くの大きな公園や池などまで散歩に出かけています。

また、年中行事としてクリスマス会やハロウィンの仮装などを行っています。今年の8月には「お店屋さんごっこ」を企画しており、子どもたちと一緒に、楽しみながら売りものを作っているところです。

まだ防疫の問題などで実施できていませんが、いずれはマルイ農協グループの工場見学なども企画したいと考えています。



ハロウィンの仮装



お店屋さんごっこのために制作した「おさかなつり」と「クレープ」

■今後の展望

「保育園があるから就職を決めた」という方が、既に何人もいらっしゃいます。グループで働く従業員は基本的に保育料が無料ということも大きな要因であると思います。

正直なところ、保育事業そのものは収益を上げられる事業ではありません。しかし、日本の人



人口減少・出生率の低下は、企業にとっても人手不足やマーケットの縮小につながるため、何かしら対策を講じる必要があります。

企業主導型保育事業を行うことで、直接・間接にその解決に結び付けることができればと考えています。

保育事業は、いかにして安定させるかが大きな課題で、日々検討を重ねています。

そのためには、今ある小さな「ムリ」を見つけ、解決することが重要です。どこかに「ムリ」があれば、必ずそこにひずみが生まれます。

小さな改善を繰り返し「ムリ」を解消することによって、この保育園がより長くあり続けられるよう努力していきたいと思っています。



給食の時間。併設された給食室でおやつも手作り



明るくのびのびと過ごせる保育室

マルイ事業協同組合			
代表者	代表理事 岡田 一弘		
設立年月日	平成3年4月	組合員数	15人
所在地	鹿児島県出水市平和町225 (マルイびよびよ保育園：出水市高尾野町大久保3816-2)		
主な事業	外国人技能実習生共同受入事業、保育事業		
電話	0996-63-0101		
ホームページ	https://www.marui.or.jp/about/business/project/		

取材

後記

日本の人手不足が深刻化する一方で、待機児童問題が起きている中、働きたいと思う子育て世代が一人でも多く職場復帰・就職できる環境を整えることは、将来を考える上で大切なことだと思います。ぜひ多くの組合で取り組んでいただきたい事業だと思いました。それにしても、0～2歳の子どもたちが兔に角かわいかったです。

元気を出そう!

がんばれ
中小企業



“誠実であり、正直であること” 創業100年、老舗和菓子店の進化



代表取締役社長
石原 良氏

株式会社梅月堂

株式会社梅月堂は鹿児島県日置市に本社を構え、「情熱的な深掘りと自由な感性が生み出す和菓子で、頑張るオトナをポジティブにする!」をミッションに長中期的な事業計画をすすめています。湯之元せんべいを代表商品に、生地がしっとりとしている「ぬれどら焼き」や「ラムドラ」は、メディアに取り上げられ芸能人が SNS 等で発信するなど県内外の人気は高まるばかりです。今回は、創業100周年と自身が事業継承してから10周年と節目の年を迎える、代表取締役社長の石原良氏にお話をお伺いしました。

■ 100年間継承してきたものとは

梅月堂は大正10年（1921年）に初代の石原与助が創業し、昭和30年に法人化しました。創業から100年間、ここ日置市で事業が続けられていることは、地域の方々があってこそだと感じています。

「先祖代々のまじめさと発明」が梅月堂の企業文化ですが、全てにおいて“誠実”で“正直”でなければならないと思っており、従業員も共有しています。いくら美味しい商品を提供していても、製造者である私たちが誠実で正直でなければ、次の100年はないと思っています。

令和元年に、「未来永劫続くビジョナリーカンパニーを作る!」（ビジョナリー＝先見的、未来志向）をビジョン、「情熱的な深掘りと自由な感性が生み出す和菓子で、頑張るオトナをポジティブにする!」をミッションとし、次の100周年に向けて言語化しました。

私どものミッションは、お客様が「これを食べて明日からまた頑張ろう!」と思って下さるような和菓子を提供していくことです。



■事業承継と自己啓発

私が事業を継承した平成25年当時、従業員の平均年齢が60歳を超えていました。将来を考えると若い年齢の従業員が必要であるため、業界未経験でも新卒者や若い年代の方を積極的に採用し、自社で職人を育成していく方針に切り替えました。

事業継承時の私は、菓子業界や経営に関して全くの素人だったので、初めの3年間で2,000冊以上の経営に関する本や和菓子に関する本を読み、若手経営者セミナーが開催されるのであれば積極的に参加しました。本を読む頻度は昔と比べれば落ちましたが、今でも月に10冊程度は読むようにしています。

私が読んだ本の中でも特に気に入ったものや感銘を受けた本は、社内で共有しています。読んで感じたこと、考えたことを教えてもらうことで、従業員とのコミュニケーションが取れ、自己啓発や考え方の共有の良い機会になれば、と思っています。



人気商品「ラムドラ」



「梅」、「月」、「湯之元温泉」を表すロゴ



昔、使われていた木箱の蓋の裏には「正直」の文字



製造特許取得「湯之元せんべい」

■ものづくり補助金と働き方改革

和菓子製造は長年培った職人の勘に頼る部分も多く、技術の継承に時間がかかるため若い従業員が長続きしない現状がありました。

例えば、和菓子屋の命とされる製餡は、煮え具合や餡練りの仕上がりの確認は、職人の経験や勘に頼る部分が多く、「餡炊き10年」と言われるほど技術の継承が難しく、品質にバラツキが生じやすい工程です。完成まで3時間以上かかり、それを1日に3回行わなければ生産が追い付かない状況であるため、残業が発生し若手育成の時間もとれませんでした。

そこで、ものづくり補助金を活用し、製造工程をプログラミングし自動化することができる新設備を導入しました。導入する際に重要視したことは、機械化したことで味や品質が劣化しないか、ということです。しかし、導入した機械は、餡が潰されることなく形がきれいに残り、糖度も一定に保たれ、生産性も向上されました。

従業員の残業時間削減により、退職理由のひとつであった労働環境の改善が図れたことで働き方改革に繋がったと思っています。

■首都圏への販路拡大

大学卒業後、東京で約7年間勤めていたため、いつか梅月堂のお菓子を関東でも広めたいと思っていました。ありがたいことに、いまでは、百貨店やセレクトショップといった首都圏の売上が、総売上の半分ほどを占めています。

首都圏への販路拡大により、雑誌やメディアからの取材を依頼されることも増え、さらに、著名人が自身のSNS等に掲載していただくこともあり、大変ありがたいです。

宣伝時はCMや折り込みチラシの様に、大きく1度に見るよりも、SNS、雑誌の記事、口コミ等、多方面から情報を送り込むことが効果的だと思います。情報をクロスさせる手段として、Facebookとホームページを開設しておりますので、宜しければご覧ください。(URLは企業概要欄へ記載)



導入した無人化粒餡ユニット



■ 次の100年に向かって

梅月堂の自社店舗は本社のある日置市にしかなく、県内外で販路を限定して納品も行っていません。さらに売上を伸ばそうと、販路拡大を行っても今の生産体制では生産が追い付かず、納品が遅れてしまい、「誠実さ」を失いかねません。かといって機械化による大量生産を行っても、一番重要としている「味」と「品質」が落ちてしまっただけでは意味がありません。職人の手が必要な箇所には惜しみなく手間をかけ、機械が行っても構わない工程は機械化を進めるといったメリハリが必要であると思っています。

私たちが次の100年のためにまず行わなければならないことは、販路拡大よりも内部の基礎固めであり、特に、従業員が働き易く、自社で育てることのできる仕組みを作ることが、梅月堂のミッションである「情熱的な深掘りと自由な感性が生み出す和菓子で、頑張るオトナをポジティブにする!」を達成することに繋がると考えています。



取 材
後 記

人気商品の「ラムドラ」誕生の裏には積極的な内部改革とものづくり補助金を活用した設備投資で「味」と「品質」を保ち、ミッションを達成するための努力がありました。取材中「努力が必ず報われるとは限らないが、それでも努力を続けるべきだと思います。」と話されたことが印象に残っています。皆様も、梅月堂が提供する和菓子を是非ご賞味ください。

第66回 中央会通常総会



6月7日（月）鹿児島市の「城山ホテル鹿児島」において、本会の第66回通常総会を開催しました。

今回の通常総会は、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況から、昨年度と同様、会員の皆様には可能な限り書面での出席を依頼し、規模を大幅に縮小して、感染予防対策を講じながら役員等による少人数での開催となりました。

小正芳史会長は、「新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、我が国においても全都道府県に緊急事態宣言が発令されるなど、その影響を受け、日本経済は、外出自粛や休業要請等により急速に冷え込み、飲食業や観光関連産業はじめ多くの事業者が苦境に立たされ、今なお先を見通せない状況が続いている。さらに、中小企業においては、人材不足や事業承継問題に加え、働き方改革への対応など、解決すべき課題が山積みとなっている。このようななか中央会では、国等が講じた各種補助金・助成金の周知をはじめ、手続等も積極的に支援するなど、コロナ禍で打撃を受ける中小企業の事業継続に向けて集中的に取り組んできた。そして昨年度、創立65周年の節目を迎えることができた。令和3年度も引き続き『組合と共に明日を拓く中央会』の理念のもと、中小企業の抱える課題解決のため、組合制度の活用を積極的に推進し、県内中小企業の振興・発展に努めていく。」と挨拶しました。

続いて、岩重昌勝副会長を議長に議案審議が行われ、令和2年度事業報告及び決算報告、令和3年度事業計画並びに収支予算案等が審議され、原案通り承認可決されました。



■ 中央会会長表彰

本会では、通常総会において中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した方々に対して表彰を行っております。なお、表彰式につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、自粛させていただきました。

本年は、優良組合5組合、組合功労者19名、優良組合青年部1組合、組合優秀事務局専従者5名、永年勤続従業員61名の方々のご功績が評価されました。

永年のご功績に対し、栄えある表彰を受賞されますことを心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。

● 優良組合（5組合）

(順不同・敬称略)

組合名	理事長名	組合名	理事長名
鹿児島県化粧品小売(協)	米倉 ゆかり	マルイ事業(協)	岡田 一弘
知覧プロパンガス販売(協)	菊永 末彦	屋久杉銘木(協)	富高 久紀
名瀬中央通りアーケード商店街(振)	松尾 典昭		

● 組合功労者（19名）

(順不同・敬称略)

氏名	組合名	役職	氏名	組合名	役職
嶋田 芳博	朝日白崎新川通り会(協)	理事	関 雄太	川薩電気工事工業(協)	専務理事
岡本 孝志	大隅物流事業(協)	専務理事	谷口 伸一郎	曾於建設業(協)	理事
中村 利秋	大隅物流事業(協)	理事	塚脇 伸	鹿児島県測量設計コンサルタント(協)	理事長
福永 美千代	大隅物流事業(協)	理事	濱崎 巖	(協) 鹿児島県鉄構工業会	理事長
中村 たづ子	大隅物流事業(協)	理事	春山 建	鹿児島電気工事業(協)	理事
岡本 いち子	大隅物流事業(協)	監事	山口 真一	天神おつきや商店街(振)	専務理事
本坊 松一郎	加世田たばこ販売(協)	理事長	渡邊 貴一	鹿児島県パン工業(協)	専務理事
吉田 茂	鹿児島県環境整備事業(協)	副理事長	横小路 喜代助	鹿児島木材産業(協)	理事
今別府 英樹	鹿児島総合卸商業団地(協)	理事	米盛 実郎	鹿児島木材産業(協)	理事
古川 敬信	鹿児島総合卸商業団地(協)	理事			

● 優良組合青年部（1組合）

(敬称略)

組合名	部会長名
(協) 鹿児島県環境管理協会青年部	朝隈 利佳

● 組合優秀事務局専従者（5名）

(順不同・敬称略)

氏名	組合名	役職	氏名	組合名	役職
城之尾 貴美子	鹿児島県火災共済(協)	事務局長兼業務部長	恵島 理子	鹿児島県菓子(工)	事務局長
又木 由希子	志布志たばこ販売(協)	書記	奥 稔	総合物流(協)	専務理事
福満 茜	鹿児島生コンクリート(協)	経理			

中央会の動き

●永年勤続従業員（61名）

（順不同・敬称略）

氏名	組合名	会社名	氏名	組合名	会社名
大田 実	鹿児島市管工事(協)	ダイヤテック(株)	濱田 あつえ	鹿児島総合卸商業団地(協)	(株)タイフク
吉永 和馬	鹿児島市管工事(協)	(株)大神興業	重松 晃	鹿児島総合卸商業団地(協)	(株)小園硝子商会
枇杷 大輔	鹿児島市管工事(協)	テクノ冷熱(株)	河野 佳代	宝星殖産(協)	本坊酒造(株)
田中 伸治	鹿児島機械金属工業団地(協)	(株)稲盛機工店	堂原 勉	宝星殖産(協)	本坊酒造(株)
松本 啓子	鹿児島機械金属工業団地(協)	南生建設(株)	徳重 孝一郎	宝星殖産(協)	本坊酒造(株)
杉本 伴紀	鹿児島共同配車センター事業(協)	出水運輸センター(株)	仲島 広大	宝星殖産(協)	(株)サナス
坂本 健二	鹿児島共同配車センター事業(協)	出水運輸センター(株)	藤澤 貴洋	宝星殖産(協)	(株)サナス
新戸 明	鹿児島共同配車センター事業(協)	出水運輸センター(株)	柳田 一太	宝星殖産(協)	(株)サナス
平寄 かつ枝	鹿児島共同配車センター事業(協)	出水運輸センター(株)	中村 一幸	鹿児島県茶商業(協)	(株)特香園
山下 晴美	鹿児島共同配車センター事業(協)	出水運輸センター(株)	村久木 秀一	鹿児島県茶商業(協)	(株)堀口園
向 稔夫	鹿児島県建設業(協)	丸福建設(株)	吉留 伸一	鹿児島県茶商業(協)	鹿児島製茶(株)
山下 雅裕	鹿児島県建設業(協)	(株)山藤建設	地福 さゆり	鹿児島県茶商業(協)	鹿児島製茶(株)
炭床 勇二	鹿児島県建設業(協)	(株)森建設	大迫 清子	鹿児島県茶商業(協)	鹿児島製茶(株)
下池 真	鹿児島県建設業(協)	東和建設(株)	上村 幸子	鹿児島県茶商業(協)	鹿児島製茶(株)
伊地知 俊昭	鹿児島県建設業(協)	(株)森山(清)組	立本 学	鹿児島県茶商業(協)	鹿児島製茶(株)
シンヤ 美鈴	鹿児島県建設業(協)	(株)新生組	亀之園 久	(協)鹿児島県鉄構工業会	三洋工機(株)
横山 由花	鹿児島県建設業(協)	第一建設(株)	冷水 慎一	鹿児島県板金(工)	川崎板金工業(株)
山本 勉	鹿児島県建設業(協)	藤田建設興業(株)	榎元 徹郎	鹿児島県板金(工)	川崎板金工業(株)
火野坂 善秀	鹿児島県建設業(協)	(株)植村組	上園 潤	鹿児島県板金塗装工業(協)	(株)上原塗装
小鷹 正則	鹿児島県建設業(協)	(株)田代組	大木場 真一	鹿児島県板金塗装工業(協)	(有)坂之上板金塗装
下楠園 靖	鹿児島県建設業(協)	(株)岩澤組	徳利 淳司	鹿児島県木材産業(協)	(株)ウスキ工業
國料 洋平	鹿児島県建設業(協)	(株)吉丸組	片野坂 一夫	鹿児島県木材産業(協)	日研高圧平和キドウ(株)
山口 幸一郎	鹿児島県建設業(協)	ヤマグチ(株)	松永 貴也	鹿児島県木材産業(協)	米盛建設(株)
財部 哲也	鹿児島県建設業(協)	坂本建設(株)	石走 恵子	鹿児島県木材産業(協)	(株)久永
山下 幸生	鹿児島県建設業(協)	福地建設(株)	今村 剛	鹿児島県木材産業(協)	(株)タシロ
緒方 留美	鹿児島県建設業(協)	(株)渡辺組	久保 タツ子	鹿児島県木材産業(協)	(株)上村自動車商会
東 龍一郎	鹿児島県建設業(協)	南生建設(株)	畑中 隆幸	鹿児島県木材産業(協)	(株)上村自動車商会
下野 光男	鹿児島県コンクリート製品(協)	南州コンクリート工業(株)	迫 美智弘	鹿児島県木材産業(協)	(株)上村自動車商会
中村 ますみ	鹿児島県コンクリート製品(協)	南州コンクリート工業(株)	山口 孝	(協業)ユニカラー	(協業)ユニカラー
石澤 智美	鹿児島県コンクリート製品(協)	南州コンクリート工業(株)	山口 清文	(協業)ユニカラー	(協業)ユニカラー
二木 美穂	鹿児島県コンクリート製品(協)	日新コンクリート工業(株)			

栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます





寄稿

中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの活用

有限会社インテリジェントパーク代表取締役
一般社団法人 AI・IoT 普及推進協会九州支部支部長

荒添 美穂



知って得する「DX」～最近ウワサの「DX」って、何？

国や行政からのお知らせや、コマーシャルなどでも、最近よく目にする耳にする DX (デジタルトランスフォーメーション)。

なんだか難しそう〜…と目をそらしている方、「寄ってらっしゃい！見てらっしゃい！」

☆どういうことで、

☆何に使えて、

☆いくらくらいかけたらどのくらい儲かるのか

なんてことを 4 回シリーズで、お伝えできたらと思います。

まずは、デジタルトランスフォーメーションが、なぜ「DX」なのか…、デジタルの D はともかく、トランスフォーメーションが X ってなぜ？と、多くの方が疑問かと思えます。これは、トランスの『交差する』という意味を視覚的に X で表しているのだそうです。



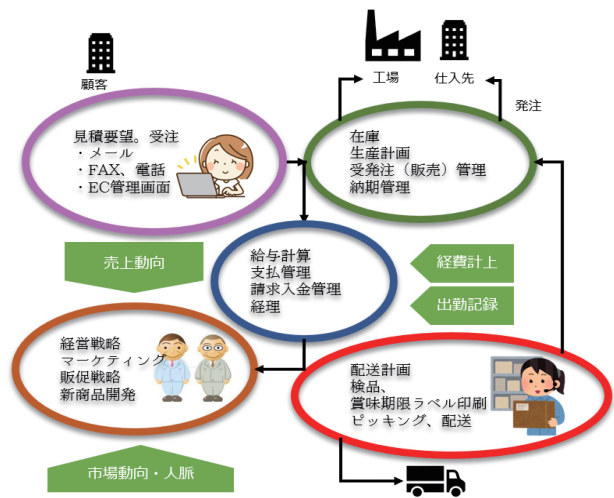
2018年12月に経済産業省が発表した DX 推進ガイドラインの中で、DX とは、『企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること』とされています。

言い換えると、『デジタル (ネットとか、AI とか、いろんなアプリとか) の技術が進んだし、どんどん安く気軽に使えるようになってきているから、これで仕事を楽にして、新たなお客様をゲットしたり、既存のお客様と簡単に深く繋がったりして、売上伸ばして経費を節減してね〜』って感じでしょうか。

これまでのように、IT 投資をおおげさに考えるのではなく、身近なところから変えていきましょう！と捉えてくださると良いかと思えます。

- コロナ禍にあつて、よりデジタル活用や非対面でのビジネスが推奨され、特にネット活用の販売やテレワーク
- が注目されがちですが、もちろん、それだけではありません。
- 事業を行う組織にとって、その規模の大小にかかわらず、情報は血液のようなもので、情報の流れは血流で、流れが停滞しているのは、動脈硬化みたいなものなのです。
- どこで停滞しているかを認識したら、その改善から取り組むのも良策です。

食品製造販売会社の情報の流れ (血流) 例



私は、システムなんてわからないとおっしゃる企業さんへは、大きな投資となる基幹システムは置いておいて、とりあえず、安価なシステム間データの自動コピー&ペーストや、大きなモニターに無料の Google ドライブ上のデータを映して共有など、まずは第一歩を踏み出して、「こうしたらもっと良くなる」ことをしっかり見据えて、継続的に手を入れていくことをお勧めしています。

ネット販売が増えたことで、売上の販売管理システムへの入力が増えたというお悩みは共通です。「FAX でも電話でもメールでも注文が来て、入力が大変」という方は、無料の注文フォームを配布して対応いただけるようにするなどが考えられます。こうした自動で登録されるような仕組みを導入するなど、手軽にできることから手をつけてみるのも良いかもしれませんよ！

今回は、コロナ禍で進んだ非対面の販売と業務について書きたいと思えます。

(次回は 8 月号に掲載)

テーマ

第76回 「顧問・相談役・参与」について

通常総会で長年組合の発展に貢献してきた代表理事が交替し、理事としての職務も退くことになりました。組合の役員ではないにしても、組合が必要とする時はいつでも助言等を求めることのできる地位に置きたいと考えています。どのような形で組合に残ってもらえばよいでしょうか。



はい！お答えします！

中小企業等協同組合法第43条では「組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。」と顧問の規定を設けています。

なお、中小企業等協同組合法には顧問以外に業務執行等について助言などを求めることのできる役職の規定はありませんが、任意に相談役、参与という名称の役職が置かれていることもあります。

顧問・相談役・参与の区別は、一般的には以下のように考えられています。

顧問：組合員以外の者であって、組合の行おうとする事業活動を進めていくうえで、第三者的視点から助言できる者

相談役：永年組合や業界において中心的役割を果たしてきた者であって、組合の運営や業界の問題について、豊富な経験に基づいた適切な助言ができる者

参与：永年組合事務局の職務に携わってきた者で、組合の実務に明るく、組合運営について実務的側面から意見できる者

どのような地位に置くかは、組合への関わり方や経歴によって判断してください。今回のケースでは、相談役として組合に残ってもらう形が良いでしょう。



顧問・相談役・参与等の役職を設ける場合には「委嘱規定」を設けて、委嘱期間などの基準を明確にしておくべ～

中小企業組合士試験問題にチャレンジ！



次の文章は、中小企業組合について述べたものである。設問1～5までの文中の ～ に入る最も適切な語句を語群①～③の中から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

設問1

組合事業の利用は、組合の主旨から組合員の利用が原則であり、組合員以外の者に対する までの利用供与は、あくまでも施設に余裕があり組合員の利用に支障がない場合に限り認められる。

語群：① 20% ② 25% ③ 30%

設問2

共同販売事業の形態には個別販売方式と総合販売方式がある。総合販売方式を実施する場合には、製品の 統一が前提となる。

語群：① 価格 ② 性能 ③ 規格

設問3

原則として、共同購買事業の仕入の対象となる商品は、 性、優劣性、廉価性を備えたものでなければならない。

語群：① 適法 ② 社会 ③ 合理

設問4

共同受注事業は、注文の共同引受という意味のみから考えれば、共同 事業とまったく類似しており、その事業範囲を限定することは難しい。

語群：① 購買 ② 販売 ③ 生産・加工

設問5

主な担保権として法律によって定められているものとして抵当権、質権があり、判例によって認められているものとして がある。

語群：① 根抵当権 ② 譲渡担保権 ③ 留置権

令和3年4月 情報連絡員報告

令和3年4月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

【前月比】

「売上高」が3ポイント改善するなど回復基調にあるが、全国的に新型コロナウイルス感染症の変異株が確認されたことや、3回目となる緊急事態宣言の発令により、旅行、宿泊、運輸業（タクシー業）等の個人向けサービス業を中心に、引き続き大きな影響を受けている。

【DI 値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和3年3月	令和3年4月	
業界の景況	-12	-13	↓
売上高	-6	-3	→
在庫数量	-8	-9	↓
販売価格	1	0	↓
取引条件	-7	-5	→
収益状況	-13	-12	→
資金繰り	-9	-8	→
設備操業度	0	-2	↓
雇用人員	-9	-11	↓

【前年同月比】

国内で初めて緊急事態宣言が発令された昨年4月と比較すると、「業界の景況」「売上高」「収益状況」「資金繰り」は改善しているものの、一昨年水準まで回復していないことから、先行きを不安視する声は多い。

【DI 値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和2年4月	令和3年4月	
業界の景況	-31	-13	↑
売上高	-31	-3	↑
在庫数量	-8	-9	↓
販売価格	-9	0	↗
取引条件	-14	-5	↗
収益状況	-30	-12	↑
資金繰り	-22	-8	↑
設備操業度	-10	-2	↗
雇用人員	-14	-11	→

※比較結果（数値の範囲） ↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 → = 0 ~ +4 ↓ = -1 ~ -9 ↓ = -9以下

DI 値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

製造業

食料品（味噌醤油製造業）

新型コロナウイルスの影響が現れ、緊急事態宣言下にあった昨年4月と比べると売上は伸びているものの、昨年が悪すぎた為であり、一昨年に比べたら売上げを大きく落としている。今年は業務・加工用だけでなく、**量販店などの一般小売も売上を落としている**。特に、下旬に緊急事態宣言が発令されてからは物の動きが止まったという声を聞く。業況は著しく良くない。

食料品（酒類製造業）

新型コロナウイルス、さつまいもの基腐病の影響等により、**製成数量・移出数量ともに減少**している。

（令和3年4月分データ）

（単位：k0・%）

区分	R2.4	R3.4	前年同月比	
製成数量	7,662.8	7,018.7	91.6%	
移出数量	県内課税	3,255.6	3,505.5	107.7%
	県外課税	5,515.2	5,571.0	101.0%
	県外未納税	1,927.5	1,544.2	80.1%
在庫数量	220,733.6	202,147.4	91.6%	

食料品（漬物製造業）

連休前の取り込みで少しは忙しかった。ただ、一般野菜が安値安定している為か、**スーパー関連の売上も前年比マイナス**になっている。緊急事態宣言で人の動きも減るため、ワクチンの接種を急ぎ、人の往来が早く回復することを願う。

食料品（蒲鉾製造業）

前年同月は緊急事態宣言の影響で売上が過去最低だったこともあり、売上は前年比185%であった。しかし、**前々年と比較すると55%ダウン**している。昨年末から飛行機の小型化・大幅な減便等で空輸での商品流通が困難になり、長年出店していたデパートの店舗を閉店するなど、関東地方等での販売が難しくなっている。原材料のすり身は5~8%値上げされ、副資材の菜種油、包装資材の木箱（インドネシア等からの輸入品）も高騰している。



食料品（経節製造業）

経の原料は3月に比べ安くなり下がったが、新型コロナウイルス感染症の影響で業務用は回復せず、荷動きが鈍い状況が続いている。家庭用は、昨年同月比で伸びはないものの、まずまずの荷動きがあった。雑節（サバ、ムロ）の原料は4月に入っても水揚げが少なく、浜値高となっており厳しい状況である。全体的に利益は減少している。

食料品（菓子製造業）

新学期等のお祝いもあり、路面店（特に洋菓子店）は、それなりの売上が出ているが、土産店やデパートに卸しているところは相変わらず厳しかったようである。また、地方の菓子店も冠婚葬祭の縮小の影響が大きく、売上が伸びていないようである。

食料品（茶製造業）

共販実績、前年度売上対比は127.4%（前年4月売上対比139.1%）。今年は新茶が早かったため、前倒しで売上が伸びている。

大島紬織物製造業

まだまだ新型コロナウイルスの影響が懸念される。大きなイベント、催事等が中止となる他、実施しても集客ができないなど問題も多い。

本場大島紬織物製造業

緊急事態宣言で販売会が出来ない等、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている。秋口からの販売会に期待している。今年度は正念場であり、新型コロナウイルス感染症の収束を願っている。

木材・木製品

新年度に入り外材との諸々の問題が顕著となり、丸太価格、製材製品価格とも高騰が続いている。前年同月比で取扱量が8%、販売額が21%増加した。この市況は当分継続するのではと思われる。

木材・木製品

九州管内の住宅着工戸数は前年同月比で4%減となっているが、鹿児島県内ではほぼ横ばいの状況である。

九州管内の大手プレカット工場の稼働率は100%に近いものの、各工場での受注状況はまばらである。輸入材製品価格の高騰で国産材の代替需要が発生し、スギ、ヒノキの丸太価格は前年同月比で全体的に値上がり傾向で強保合い。また、国産材製品も品薄状態で価格も上昇しつつある中、製材業者各社とも製材品の生産在庫は確保しているが、住宅着工の伸び悩みと原木の価格上昇が続けば厳しい経営状況が予想される。

生コン製造業

4月度の出荷量は97,232立米（前年比90.7%、うち官公需は43,627立米（同比87.9%）、民需は53,605立米（同比93.1%））で官公需、民需ともに減少した。増加した地域は、6地域（増加率順に甕島142.1%、南隅118.9%、大隅117.4%）で、残り10地域が減少（減少率順に喜界島18.9%、屋久島31.8%、宮之城44.6%）した。なお、鹿児島地域は対前年比で、官公需112.1%、民需82.4%、合計92.5%となっている。

コンクリート製品製造業

4月度の出荷量は、3,691トンの前年度同月比75.3%となった。出荷実績は南薩地区を除く全ての地区において前年度同月比を下回る結果となった。特に熊毛地区においては、前年度同月比29.6%となった。受注量については、昨年度下期から前年度を下回っている状態が続いており、今年度の出荷については厳しいスタートとなった。

鉄鋼・金属（機械金属工業）

見積り件数は増加しつつあるが、時期が未定で先が見えない物件もある。鋼材熔材の値上げにもかかわらず、取引価格がどんどん安くなってきており、適正価格の維持が喫緊の課題である。

印刷業

先月の定例理事会で決定した通常総会後の懇親会は、今月の定例理事会で中止の決定がなされた。コロナ感染拡大が止まらず様々な場面に暗い影を落としている。コロナ関連のニュースに緊張を強いられる日々である。

非製造業

総合卸売業

新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であった前年同月比では増収なるも、取扱品目により一昨年対比で未だ減収との声が聞かれる。

水産物卸売業

昨年同月比で、数量127.2%、金額122.8%、単価96.6%と好調であった（ただし、昨年が悪かった側面もある）。コロナ感染拡大の影響で厳しい局面になることが予想され、精神的疲労感・徒労感が心配される。

燃料小売業（LPガス協会）

5月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが495ドル（前月比△65ドル）、石油化学原料のブタンは475ドル（前月比△55ドル）と前月に比べ下がった。原油市況は軟化、LPガス需給はメキシコ湾岸の霧やパナマ運河渋滞の影響で高値推移したが、気温上昇で需要はピー

クを過ぎ、インドはコロナの影響で需要が大きく減少したこと等から需給は軟化した。県内では業務用需要が依然コロナの影響を受けている。

中古自動車販売業

昨年は新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、全都道府県に緊急事態宣言が発令され、急速に経済活動がストップしたため、販売にも大きな打撃を受けた。今年は、昨年の最悪の状況からすれば改善されているが、過去のレベルにはほど遠い状況である。コロナウイルス感染拡大が蔓延し今後が懸念される。1日も早い終息を願う。

青果小売業

売上は前年同月比105.9%、累計前年比105.9%であった。前年より1日営業日が多かったことも影響している。量販店・ホテル関係納品業者は前年を若干上回る。

農業機械小売業

売上は昨年対比で伸びたが、一昨年の水準には大きく届いていない。高齢化と農作物安の為、ムードは悪い。

石油販売業

原油価格はOPECプラスの現状維持方針からもやや安定したレンジで動いている。そうした中で、元売りの仕切りも小幅な動きで止まっているものの、**コロナ禍の影響で荷動きは鈍い**状況が続いている。本来なら大型連休の商いに期待するところだが、当面収益改善は厳しさが見込まれる。

鮮魚小売業

風が強く、シケで魚の少ない日もあり、全体を通してタイやカツオが多かった。魚種は少なくお客様の**ニーズに応えるのに大変苦労**した。連休前に少し忙しくなったがお客様は少なく厳しい日々である。

運動具小売業

新年度になり、**少しずつ元の状態になりつつあった**が、月末からコロナ感染者が増え、周りが自粛ムードになりつつあり、多少不安である。

商店街（鹿児島市）

2020年4月との比較のため、お客様のマインドが上がり**売上・利益は増加**した。今後は持続的な経営ができる環境が必要である。また、中小企業者は制度などに詳しくなく、情報弱者への情報を届ける仕組みが必要であることをコロナ対策で痛感した。

商店街（鹿児島市）

再開ビル一部開業で少し通行量が増えたが、**コロナのため客足は減少**している。

サービス業（旅館業 / 県内）

昨年度より好転しているものであっても、「昨年度よりは」ということで、**赤字幅が小さくなったもの**の意であり、決して状況が改善したことではない。感染症による影響は未だに大きすぎる。

測量設計業

業況に特に大きな変化は生じていない。新型コロナウイルスの感染拡大によって、**県内で就職先を探す大学生・高校生が若干増えている**印象がある。地元企業にとっては、チャンスが転がっている可能性がある。

旅行業

4月より「かごしま旅クーポン事業」が開始され、県民の旅行需要が高まったといえるが、県民向けプレミアム付き宿泊券の利用は、ホテル等への直接予約が大部分であり、旅行会社からの予約に利用する県民は少なく、**旅行会社にとって収益に繋がらない施策**になっている（国のGoToトラベルも同様）。当組合員は「受注型旅行（職員旅行など）」を中心に展開しているが、GoToトラベル事業や都道府県等の事業を利用して旅行する個人は、オンライン旅行会社からの予約が多いと感じる。

建築設計監理業

新年度に入り、4月の公共団体等の入札状況は、件数で30件程度、契約金額で約8千5百万円程度と、**年度初めにしては比較的多い**ように感じられた。1件当た

りの金額が百万円前後と少額のものもあるが、5百万円を超えるものも5件程あり、1千万円を超えるものも1件あった。コロナ禍で厳しい状況が予想されるなか、今後の執行に期待したい。

自動車分解整備・車体整備業

昨年4月は新型コロナウイルスの影響で車検有効期間の伸長があり、減少傾向だったが、今年は**車検台数が若干増加**した。今後この順調な滑り出しが持続することを期待したい。

電気工事業

コロナによる影響で**民間工事の物件が減少**している。官庁工事も6月までは少ない傾向である。太陽光工事も家庭用は減少しており、大型は散見される程度である。

造園工事業

4月の**売上は、例年並みに推移**した。公共機関発注の街路樹等維持管理業務委託・環境整備事業等、新年度の契約維持管理業務の入札も始まった。しかしながら、業界を取り巻く環境は厳しく、限られた業務件数で競争が行われており、受注できても薄利の状況である。今年度は、特殊要因が無いため公共工事に頼らないで、民間の造園発注工事に営業を掛けて売上増を図りたい。

管工事業

新年度となり、**全体的に落ち着き感**がみられる。今後の景気回復には、いずれの業界もコロナの収束が必要条件となることから、早期のワクチン接種の浸透を期待したい。

建設業（鹿児島市）

建設業の健全な発展に向けて、建設技術者等の高齢化が進む中、喫緊の課題となっている**担い手の確保・育成・定着対策を強力に推進**していく必要があり、長時間労働の是正や週休二日制の導入など、働き方改革への対応にも万全を期す必要がある。

建設業（南さつま市）

南薩地区（指宿市除く）の公共工事は、**対前年度同月比約44%と大きく減少**したが、これは前年度末の繰越発注が大幅に増加した影響と思われる。なお、今月から生コンの価格が約12%値上げされた。

貨物自動車運送業

県下162運送事業者の燃料の**購買動向は、前月と比較して93.49%に減少、前年同月と比較して101.62%に増加**した。

運輸業（個人タクシー）

コロナ禍はいつまで続くのか。感染予防対策を徹底しているが、**一昨年同月比で5~6割減の状況**が続いている。特に夜間の乗車率減少が著しく、業界は未だかつてない苦境に立たされている。

運輸・倉庫業

他県での鳥インフル等で、鶏卵などの**上り車両は多かったが、下り荷の運賃は減少傾向**にある。離島からの荷物は天候不順で船が止まり、車両調整に苦慮した。燃料価格の高値により収益に影響が出ている。

令和3年5月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数6件 負債総額29億3,200万円

〔件数〕前年同月比 増減なし 〔負債総額〕前年同月比59.6%減

ポイント

～倒産件数は前年同月と同じだが、負債総額は減少した～

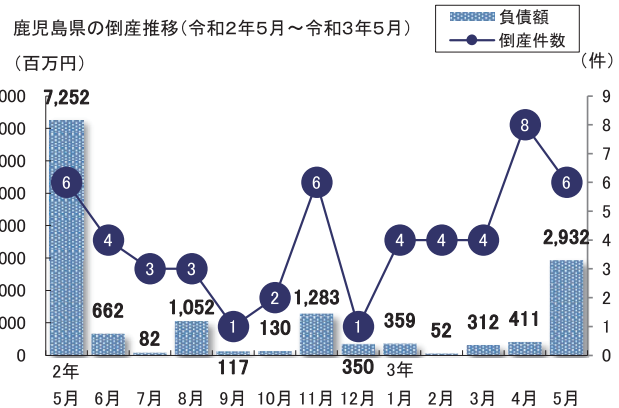
- ◆鹿児島県の5月の倒産件数は6件で、前月比2件減、前年同月比横ばいとなった。負債総額は、前月より大きく増加したが、前年同月比で大幅減となった。これは、前年同月にD(株)の特別清算(負債額約70億円)があったためである。新型コロナウイルス関連倒産は、(株)Dの1件となり、倒産集計上では累計8件となった。
- ◆態様別では「特別清算」が3件となり、単月で複数の発生は珍しい。
- ◆業種別、規模別、業歴別、地域別ではそれほど偏りはなかった。

【今後の見通し】

鹿児島県の5月の倒産件数は前年同月比横ばいで、負債総額は前年の大型倒産の反動により前年同月より大きく減少した。一方、負債総額は、ここ2年間で3番目の大きさとなった。これは鹿児島県内で展開していた老舗の元スーパー経営企業である(株)Kと関係会社が特別清算となり、負債額が2社合計約21億8600万円となったためである。新型コロナウイルス関連倒産は(株)Dの1件で、鹿児島県内では倒産累計8件となった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB 景気動向調査」によると、鹿児島県の5月の景気DIは36.7で、前月より2.4ポイント悪化した。その他を除く9業界中、製造、小売、卸売など5業界が悪化となり、新型コロナウイルス感染の再拡大が影響していると思われる。ワクチン接種に期待する声もあるが、しばらくは不透明な景況感が続くものと思われる。

2021年5月31日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として横ばいで推移し



ている」との判断を示した。生産活動では、電子部品関連は好調で、4月の紙パルプ生産、スギ、ヒノキの製品相場が前年を上回ったが、2月のかつお節、3月の焼酎生産及び出荷量が前年を下回った。畜産関連は4月の豚肉相場は前年を下回ったが、子牛の出荷頭数及び価格、肉用牛(和牛)の枝肉価格、ブロイラー相場(もも肉・むね肉)、鶏卵相場は前年を上回った。消費関連は、3月の百貨店・スーパー販売は3カ月ぶりに前年を上回り、コンビニエンスストア、乗用車新車販売台数も前年を上回った。観光関連は4月の主要ホテル・旅館宿泊客数は前年の反動で2カ月連続で前年を上回った。

5月の鹿児島県の負債総額は大型倒産があった前年同月よりも減少したが、負債総額としては高い水準となった。特別清算によるものが大きかったが、破産した(株)Dの負債額も約6億8600万円と多額であり、今後も新型コロナウイルス関連倒産は続くものと思われ、状況を注視していく必要がある。

令和3年5月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様	備考
(株)K	スーパーマーケット経営	1,990	10,000	北薩地区	特別清算	2021年3月解散
(株)D	建築設計	686	10,000	鹿児島市	破産	新型コロナウイルス関連倒産
(株)K	書籍販売	196	10,000	北薩地区	特別清算	2021年3月解散
(株)N	茶作農	30	3,000	大隅地区	特別清算	2020年12月解散
(資)S	食肉小売	20	-	鹿児島市	破産	
(株)M	老人福祉事業	10	3,000	鹿児島市	破産	

※主因別では、「販売不振」5件、「その他」1件。

第61回 中小企業団体九州大会

日 時 令和3年9月2日(木)
場 所 佐賀県佐賀市「佐賀市文化会館」

※新型コロナウイルスの感染状況等により、予定は変更になる場合があります。

第73回 中小企業団体全国大会

日 時 令和3年11月25日(木)
場 所 神奈川県横浜市「パシフィコ横浜」

※新型コロナウイルスの感染状況等により、予定は変更になる場合があります。

表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪
© 鹿児島県ぐりぶー・さくら#811



上段左/奄美の海、上段右/青パパイヤ
中段左/アマミアオガエル、中段右/ホントウアカヒゲ雄
下段/黒潮の森マングローブパーク [©K.P.V.B ©OCVB]

令和3年7月

9日(金) 中央会理事会
14:00 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

令和3年8月

23日(月) 「特定地域づくり事業協同組合」
14:00 講習会
鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」

P.58 組合のスペシャリストを目指そう！
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解答

A ① B ③ C ① D ② E ②

中小企業かごしま

(令和3年度 活性化情報第1号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史

〒892-0821

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL：099-222-9258

FAX：099-225-2904

HP：https://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟

一般社団法人 あまみ大島観光物産連盟

今月の表紙

奄美大島

奄美大島には亜熱帯の豊かな森や美しいサンゴ礁などの豊かな自然があり、多くの人々を魅了しています。

奄美大島は本年7月に開催される第44回世界遺産委員会(オンライン開催)にて、徳之島・沖縄島北部・西表島とともに、世界自然遺産登録を目指しています。

世界自然遺産に登録されれば、国内の世界自然遺産は1993年の屋久島(鹿児島)と白神山地(青森、秋田)、2005年の知床(北海道)、2011年の小笠原諸島(東京)に続く5件目となります。